

資料集

※本資料集において、出典の記載が無い図表は、多重債務者対策本部有識者会議に提出された資料を基に金融庁が作成

多重債務者対策本部有識者会議メンバー

座長	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授
	池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
	宇都宮健児	弁護士
	翁百合	(株)日本総合研究所理事
	草野満代	フリーキャスター、日本司法支援センター理事
	佐藤英彦	警察共済組合理事長
	須田慎一郎	ジャーナリスト
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	橘木俊詔	同志社大学大学院経済学研究科教授
	田中直毅	国際公共政策研究センター理事長
	野村修也	中央大学法科大学院教授
	本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
	松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
	山出保	金沢市長 (前全国市長会会長)

＜多重債務者対策本部の開催経過＞

○設置・本部会合

平成18年12月22日 閣議決定により設置

平成18年12月26日 第1回多重債務者対策本部

平成19年 4月20日 第2回多重債務者対策本部

（「多重債務問題改善プログラム」決定）

平成20年 6月10日 「多重債務問題改善プログラム」フォローアップを了承

＜多重債務者対策本部有識者会議の開催経過＞

第1回（平成19年1月29日）

事務局説明（貸金業法改正等の概要）

第2回（平成19年2月7日）

ヒアリング①

- ・盛岡市消費生活センター吉田主査
- ・岩手県消費者信用生活協同組合上田マネージャー
- ・こずかた法律事務所石橋弁護士

第3回（平成19年2月22日）

ヒアリング②

- ・日本司法書士会連合会境理事

第4回（平成19年3月2日）

ヒアリング③

- ・岐阜県環境生活政策課山下主任

第5回（平成19年3月26日）

主に各省庁より意見聴取

第6回（平成19年4月6日）

とりまとめ案について議論

第7回（平成20年5月13日）

「多重債務問題改善プログラム」フォローアップ

第8回（平成20年7月18日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング①

- ・東京都商工会連合会専門経営指導員 山本聖一郎氏
- ・大阪府社会福祉協議会福祉資金部長 林洋司氏
- ・ヤミ金対策について（警察庁）

第9回（平成20年9月1日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング②

- ・東京都消費生活総合センター相談課長 各務豊氏
- ・グリーンコープ生協ふくおか 行岡みち子氏
- ・神奈川県立海老名高等学校教諭 梶ヶ谷穰氏

第10回（平成20年12月2日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング③

- ・中小企業の現状について（中小企業庁）
- ・田辺商工会議所（和歌山県）中小企業相談室長 尾崎弘和氏
- ・秋田県商工会連合会振興部長 三平久孝氏

第11回（平成21年 2月3日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング④

- ・日本貸金業協会常務執行役 渡邊範善氏
- ・日本貸金業協会常務執行役 菊一護氏
- ・多重債務相談窓口相談状況調査報告（平成20年度上半期）

第12回（平成21年4月17日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング⑤

- ・日本信用情報機構常務取締役 竹谷和芳氏
- ・全国労働金庫協会常務理事 梶孝次郎氏

第13回（平成21年5月19日）

多重債務問題に係る現場ヒアリング⑥

- ・宮城県栗原市市民生活部長 小澤敏郎氏
- ・ヤミ金対策について（金融庁、警察庁）

第14回（平成21年6月17日）

「多重債務問題改善プログラム」フォローアップ

多重債務対策本部 有識者会議のヒアリング項目

多重債務問題改善プログラムの主な内容		視点	ヒアリング項目
1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化	○多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし(発見)・問題解決に機能発揮が期待できる。	○地方自治体等における相談窓口整備の進捗	<相談窓口の状況について> ○東京都消費生活相談センター相談課長 各務豊氏 <都道府県・市区町村の取組> ○多重債務相談の取組みの実施状況についてのアンケート調査結果 <貸金業者の取組> ○日本貸金業協会常務執行役 菊一護氏
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供	<消費者向けセーフティネット制度> ○消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。 ○既存の消費者向けセーフティネット貸付けについても、受け皿としての活用を促進する。 <事業者向けセーフティネット制度> ○事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、以下に取り組む。 ・きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。 ・早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、再チャレンジ相談窓口の設置、再生プロセスにある事業者等に対する融資制度等の積極的な活用を促す。	<消費者向けセーフティネット> ○生協等が行っているセーフティネット貸付の現状や、多重債務問題の解決に果たしている役割 ○生活福祉資金等の現状、多重債務問題の解決に果たしている役割 <事業者向けセーフティネット> ○現在行われている事業者向けセーフティネットの現状	<消費者向けセーフティネット> ○大阪府社会福祉協議会福祉資金部長 林洋司氏 ○グリーンコープ生協ふくおか 行岡みち子氏 ○全国労働金庫協会常務理事 梶孝次郎氏 ○宮城県栗原市市民生活部長 小澤敏郎氏 <事業者向けセーフティネット> ○東京都商工会連合会専門経営指導員 山本聖一郎氏 ○中小企業の現状について(中小企業庁) ○田辺商工会議所(和歌山県)中小企業相談室長 尾崎宏和氏 ○秋田県商工会連合会振興部長 三平久孝氏
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化	○全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策等の知識を得られるよう取り組む。	○高校における金融経済教育の取組状況 ○金融機関が行っている金融経済教育の取組について	<金融教育の現状> ○神奈川県立海老名高等学校教諭 梶ヶ谷穰氏 ○全国労働金庫協会常務理事 梶孝次郎氏
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化	○ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。	○ヤミ金取締りの状況、新たな手口に対する対応	<ヤミ金対策について> ○警察庁、金融庁
全体に係る項目		○「貸し手」の視点から見た多重債務者対策の現状について ○消費者、事業者など、「借り手」の状況	<貸金業者の現状> ○日本貸金業協会常務執行役 渡邊範善氏 <貸金業の利用者の状況> ○株式会社日本信用情報機構常務取締役 竹谷和芳氏

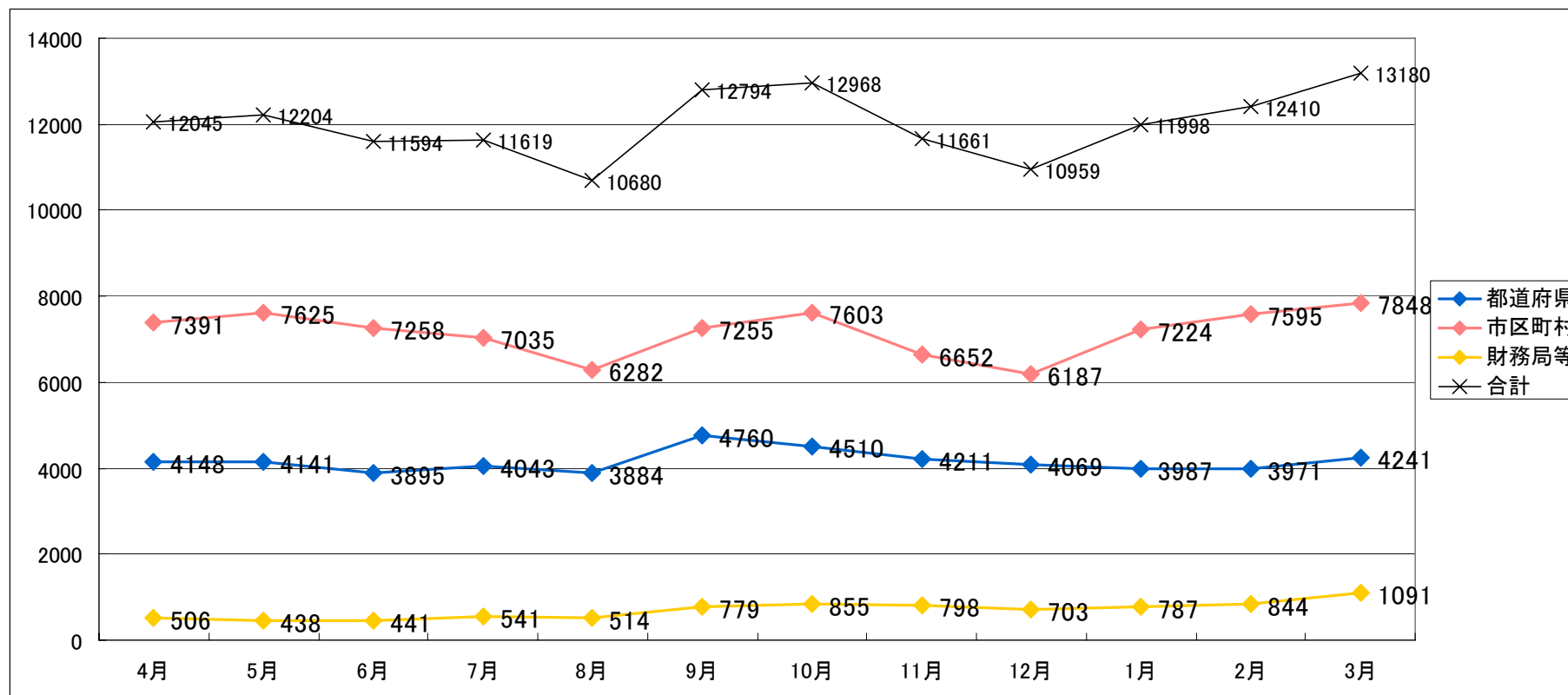
プログラムが実際の現場でどのように進められているかを引き続きモニタリング。平成20年度のフォローアップに結びつけていく。



1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化

<都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口アンケート調査の結果>

平成20年度相談件数の推移



平成20年度の全都道府県への相談件数合計	: 49,860件
平成20年度の全市区町村への相談件数合計	: 85,955件
平成20年度の財務局等の相談窓口への相談件数合計	: 8,297件
平成20年度の相談件数合計	: 144,112件



1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

＜都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口アンケート調査の結果＞

【平成21年3月末時点】

都道府県

- ・47都道府県全てで相談窓口が整備済み

市区町村

- ・1,618市区町村(約90%)で相談窓口が整備済み（未整備:182市区町村）

（参考:平成20年3月末時点: 1,515市区町村(約84%)）

※特に、常設の相談窓口を設置している市区町村は、1,391市区町村に大幅増

（参考:平成20年3月末時点:1,162市区町村）

○相談に従事する職員の総数

財務局等 44名

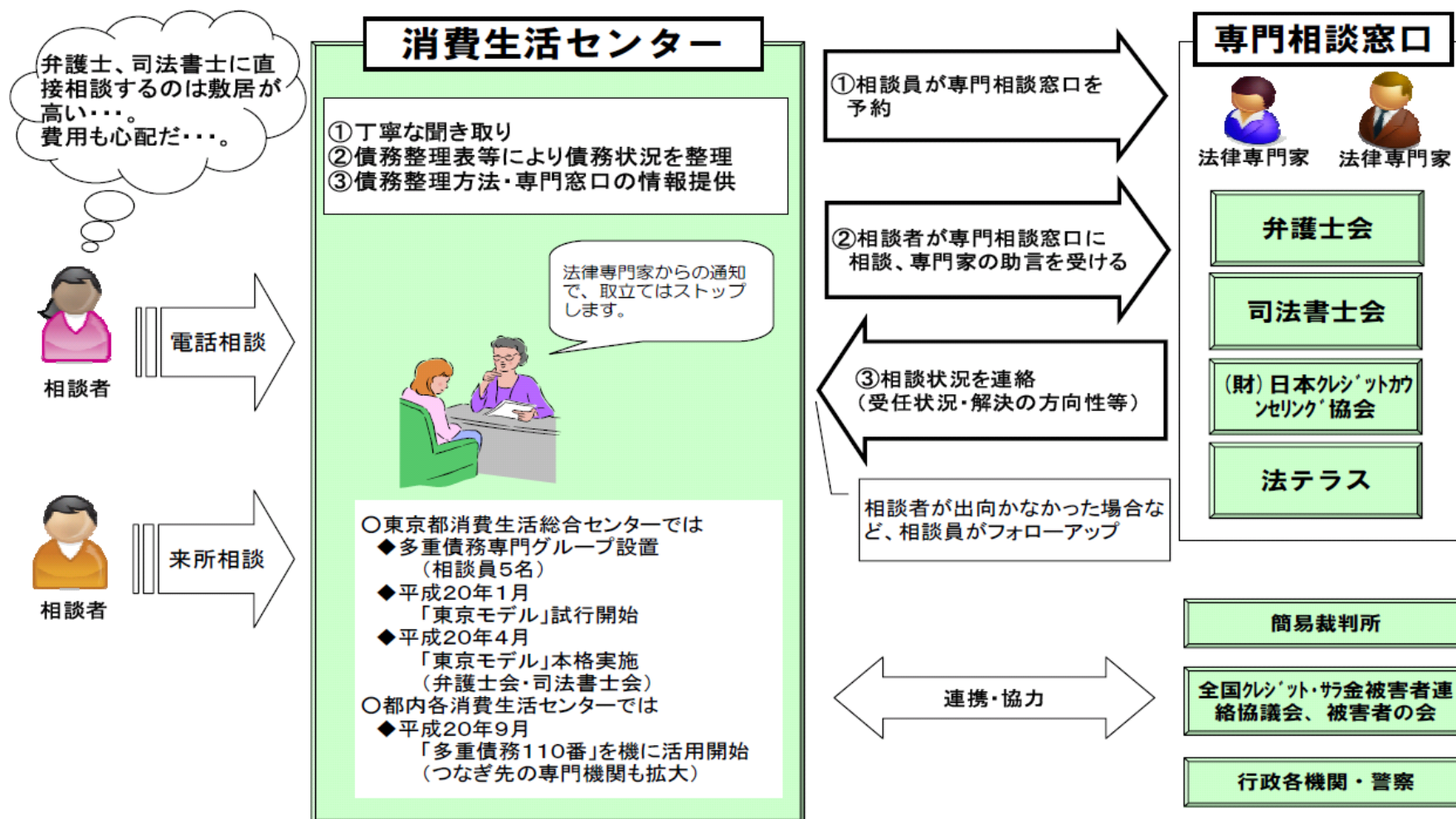
都道府県 817名（平成20年3月末時点:836名）

市区町村 4,314名（平成20年3月末時点:3,989名）

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化

＜東京都が取り組んでいる多重債務相談の取り組み（「東京モデル」）の概要＞

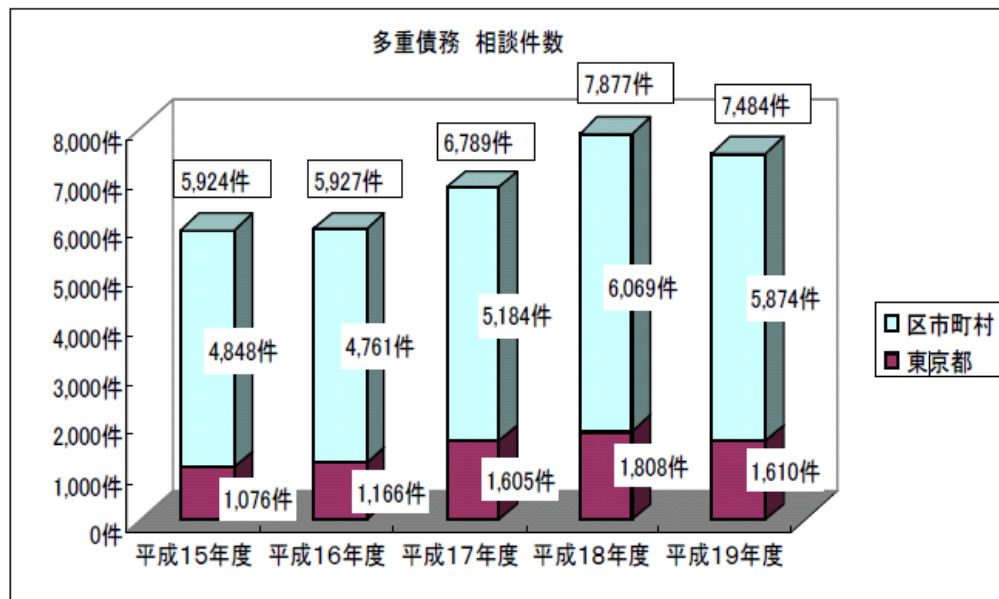
多重債務相談「東京モデル」の構築





1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

＜東京都における多重債務相談の状況について＞

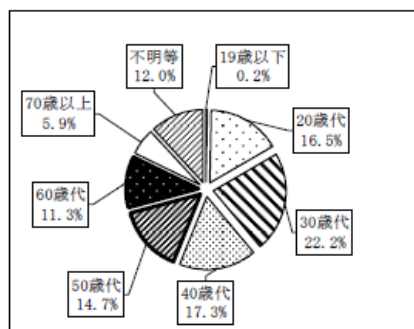


最近の多重債務相談(東京都受付分)
及び「東京モデル」活用件数

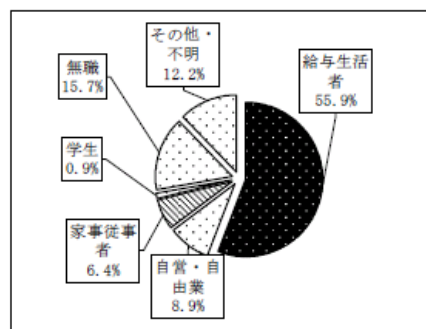
月	多重債務相談件数	「東京モデル」活用件数
1月	125	5
2月	135	22
3月	128	20
4月	110	15
5月	132	26
6月	152	31
7月	112	28
8月	60	15
計	954	162

※4月以降の件数は速報値。8月は20日現在。

多重債務の相談
契約当事者年代別割合 (平成19年度)



多重債務の相談
契約当事者職業別割合 (平成19年度)





1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化

<貸金業協会における多重債務相談の状況について>

(1) 受付件数 (対象期間: 平成20年4月～12月)

① 受付総数

・29,212件

② 受付方法別

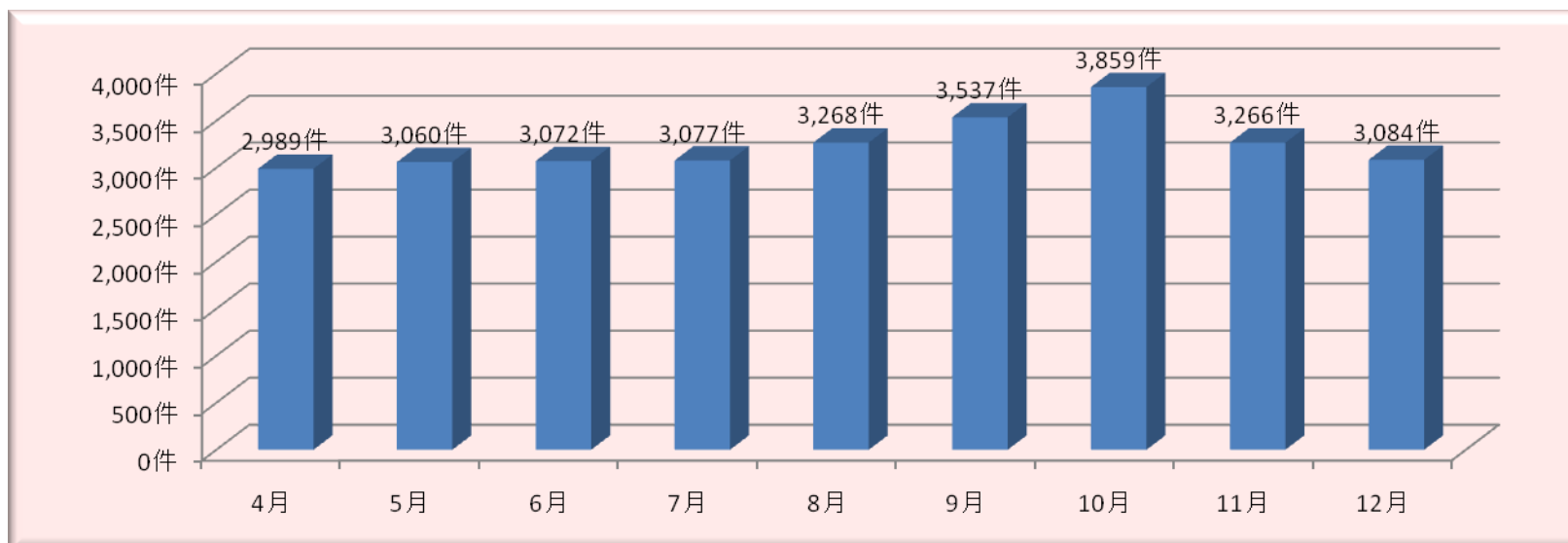
・電話による受付・・・28,594件(97.9%)、

・相談センター、支部窓口への来訪による受付・・・412件(2.0%)

・その他・・・27件(0.1%)

③ 増加要因

協会員等による告知及び協会ホームページ等のインフラの充実





1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

<貸金業協会における多重債務相談の状況について>

(2) 相談内容分類

- 貸付自粛の依頼・撤回をしたい、または制度を知りたいとする「貸付自粛依頼・撤回」に関する相談・・・6,028件(20.6%)
- 多重債務等による返済関連相談「返済困難」・・・3,902件(13.4%)
- 何らかの形でヤミ金融と接触してしまったことによる相談「ヤミ金融・違法業者被害あり・なし」・・・2,827件(9.7%)

区分		20年度									年度計	構成比
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
相談内容	返済困難	449	463	415	417	472	531	494	363	298	3,902	13.4%
	返済義務	71	50	76	70	78	72	114	71	96	698	2.4%
	身分証明書等の紛失等	179	151	164	186	186	164	193	152	168	1,543	5.3%
	貸付自粛依頼・撤回	682	626	694	670	667	679	791	628	591	6,028	20.6%
	信用情報	217	229	235	213	220	214	254	200	161	1,943	6.7%
	登録業者確認	344	385	435	294	228	267	303	246	243	2,745	9.4%
	手数料	4	2	6	9	7	12	6	7	4	57	0.2%
	ダイレクトメール	27	29	32	31	27	26	28	16	10	226	0.8%
	契約内容	98	118	128	133	214	213	188	177	138	1,407	4.8%
	帳簿の開示	21	16	19	26	20	26	27	25	21	201	0.7%
	保証人関係	9	7	20	16	9	25	17	15	16	134	0.5%
	金利・計算方法	129	123	100	76	72	72	116	93	59	840	2.9%
	自己破産・調停・民事再生手続き	24	29	25	27	30	39	32	16	16	238	0.8%
	ヤミ金融・違法業者被害あり	147	162	129	137	155	143	152	97	106	1,228	4.2%
	ヤミ金融・違法業者被害なし	105	125	127	178	203	243	212	246	160	1,599	5.5%
	※融資関連					196	259	269	258	232	1,214	4.2%
	※過払金					111	140	167	151	116	685	2.3%
	その他	483	545	467	594	373	412	496	505	649	4,524	15.5%
	計	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	3,266	3,084	29,212	

※「融資関連」と「過払金」は、平成20年8月より集計



1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

＜貸金業協会における多重債務相談の状況について＞

(3) 相談に対する対処結果と他機関への紹介

① 対処結果

- 「協会の指導による処理・是正・助言」・・・19,756件(67.6%)
- 「他機関への紹介」・・・8,104件(27.7%)

② 紹介先(「他機関への紹介」8,104件を対象とした債務問題の紹介先)

- 「弁護士会・司法書士会」・・・1,581件
- 「日本クレジットカウンセリング協会」・・・422件
- 「裁判所」・・・357件

対処結果		20年度									年度計	構成比
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
対 処 結 果	協会の指導による処理・是正・助言等	1,963	1,976	1,984	2,120	2,267	2,422	2,623	2,233	2,168	19,756	67.6%
	他機関への紹介	933	979	950	839	852	940	1,047	816	748	8,104	27.7%
	非協会員への協力要請	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0.0%
	情報提供	74	89	125	109	143	159	170	198	153	1,220	4.2%
	その他	19	16	13	9	6	16	19	18	13	129	0.4%
	計	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	3,266	3,084	29,212	

他機関への紹介内訳

区分		20年度									年度計	構成比
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
紹介先	金融庁・財務局	20	28	27	17	17	17	25	20	22	193	2.4%
	都道府県	65	85	88	74	57	72	118	83	73	715	8.8%
	警察	104	104	97	89	98	91	90	77	65	815	10.1%
	裁判所	46	50	47	41	38	50	35	30	20	357	4.4%
	弁護士会・司法書士会	188	195	170	166	155	200	211	164	132	1,581	19.5%
	信用情報機関	325	327	336	302	308	322	384	297	287	2,908	36.6%
	クレジットカウンセリング協会	43	56	44	37	59	57	44	41	41	422	5.2%
	消費者センター	15	14	19	21	16	15	26	16	15	157	1.9%
	法テラス	104	93	87	68	83	97	84	60	76	752	9.3%
	その他	23	27	35	24	21	19	30	28	17	224	2.8%
計		933	979	950	839	852	940	1,047	816	748	8,104	



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

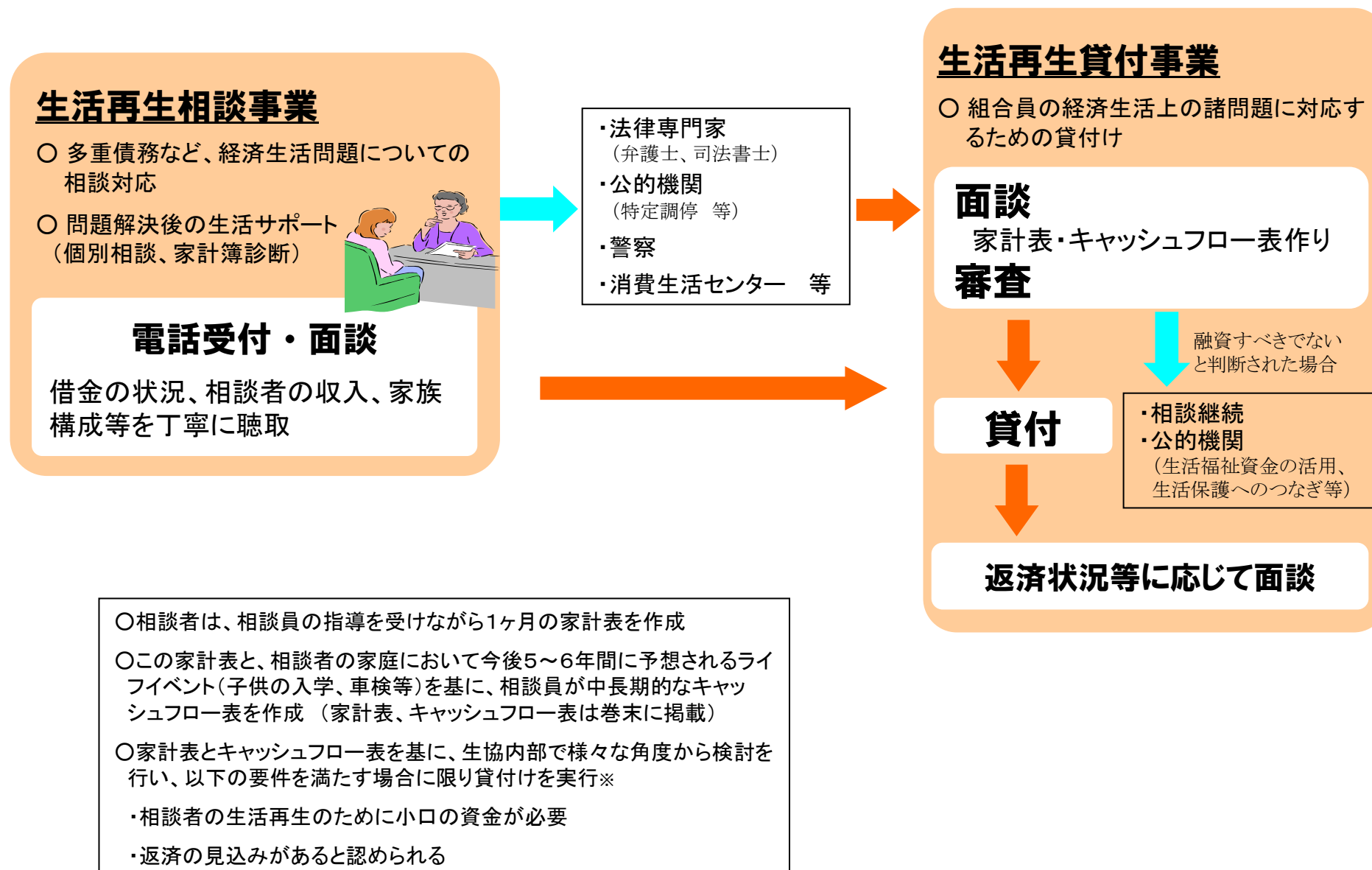
<借りられなくなった人への顔の見えるセーフティネット貸付けの事例>

	岩手県消費者信用生協 (消費者救済資金貸付制度)	グリーンコープ生協ふくおか (生活再生貸付事業)	グリーンコープ生協くまもと 他 (生活再生貸付事業)	宮城県栗原市 (栗原市のぞみローン)	静岡県労働金庫 (負債整理資金融資「リボン」)
概要	岩手県内の市町村が金融機関に資金を預託、金融機関から信用生協に対して融資を行い、信用生協が多重債務者に対して生活再生のためのカウンセリングを伴う融資を実行。弁護士会とも連携。	生活費、借金返済のための資金の貸付を実施。定期的な面談により、債務者の家計管理をフォローする。 グリーンコープ生協ふくおかが福岡県との協働事業として実施。 現在、熊本、大分、山口のグリーンコープにおいても事業を開始している。また、広島、佐賀、長崎においても事業開始に向けて準備・検討を行っている。		市が提携金融機関に1億円を預託。提携金融機関は預託金の3倍の額の貸付業務を実施、多重債務者に対し、債務整理資金の貸付を行っている。	多重債務状態にある者に対し、相談を行った上で債務整理資金や債務整理後の生活資金の融資を行っている。 静岡県労働金庫が独自の商品として提供(行政からの補助等はなし)。
貸付原資	組合員の出資金に加え、県内の9金融機関が県内34市町村の預託等に基づき、生協に融資。	組合員の出資金が原資。 (福岡県からの財政支援は貸付原資ではなく運営費に充当)	組合員の出資金が原資。	提携金融機関が市の預託に基づき、多重債務者に直接融資。	会員からの出資金及び預金。
貸付対象	組合員	組合員及び福岡県民 (福岡県との協働事業のため、員外利用も可)	組合員	栗原市に住所を有する者	会員対象の商品だけでなく、未組織勤労者対象の商品も用意されている。
貸付条件	貸付限度額: 500万円 貸付利率: 9.41% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)	貸付限度額: 原則150万円 貸付利率: 9.5% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)		貸付限度額: 1,000万円 貸付利率: 7.9% (原則として連帯保証人1名以上が条件)	貸付限度額: 50～500万円 貸付利率: 6.875～8.75% (一部商品は、別途保証料として+2.00%。また、配偶者又は親族が連帯保証人になることが必要な商品も。)
実績等	残高件数: 3,391件 貸付残高: 47億5,040万円 貸倒れ率:	・グリーンコープ生協ふくおか 貸付件数: 247件 貸付総額: 2億1,005万円 貸倒れ実績: なし (06年8月～09年3月の累計)	・グリーンコープ生協くまもと 貸付件数: 24件 貸付総額: 1,680万円 貸倒れ実績: なし (08年4月～09年3月の累計) ・グリーンコープ生協おいた 貸付件数: 4件 貸付総額: 158万円 貸倒れ実績: なし (08年8月～09年3月の累計) ・グリーンコープやまぐち生協 貸付件数: 1件 貸付総額: 100万円 貸倒れ実績: なし (08年9月～09年3月の累計)	貸付件数: 11件 貸付総額: 2,447万円 貸倒れ実績: なし (08年1月～09年4月の累計)	貸付件数: 73件 貸付総額: 2億1,460万円 貸倒れ実績: — (調査対象商品の08年度実績の合計) ※上記件数及び総額には、債務整理のための資金の貸付を含む。



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<グリーンコープ生協ふくおか 生活再生相談室の業務フロー図>





2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<グリーンコープ生協ふくおかの多重債務相談の状況について>

《生活再生相談》

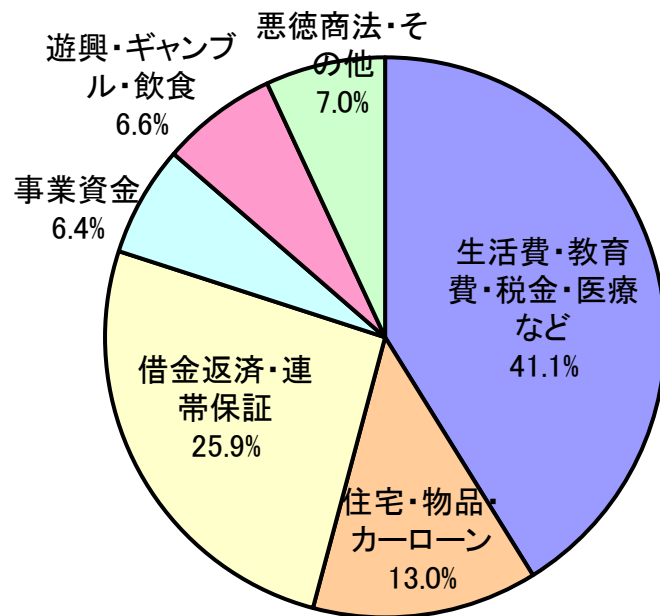
(1) 相談件数 (H18.8.21～H20.6.20)

相談件数累計 3,166件 (電話による予約及び初回相談件数)

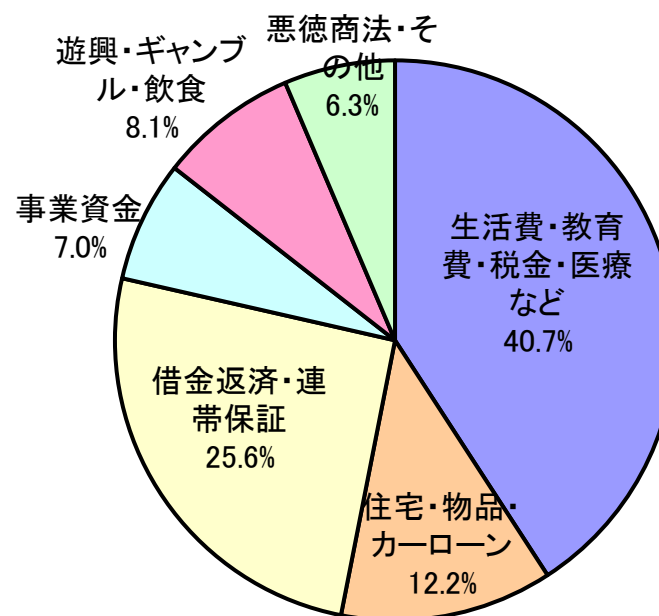
面談件数累計 1,569件 (家族を含む初回面談件数)

(2) 面談者の債務原因

平成19年度



累計 (H20.6.20まで)



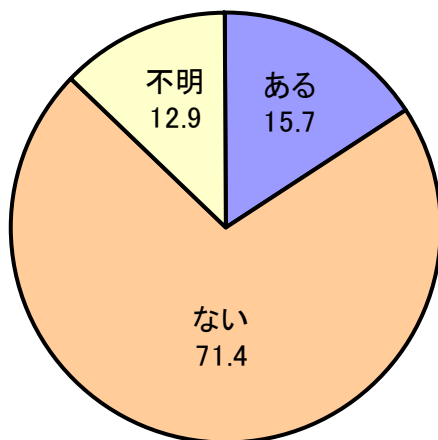


2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

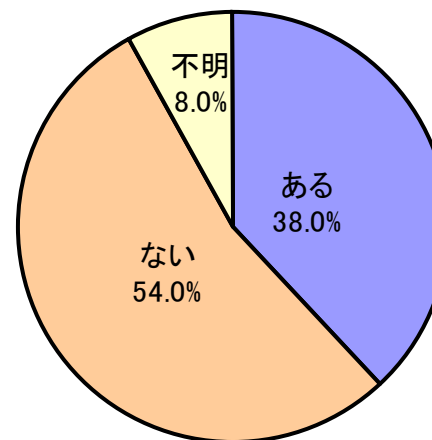
<グリーンコープ生協ふくおかの多重債務相談の状況について>

(3) 面談者の過去の債務整理

平成19年度（1年間）

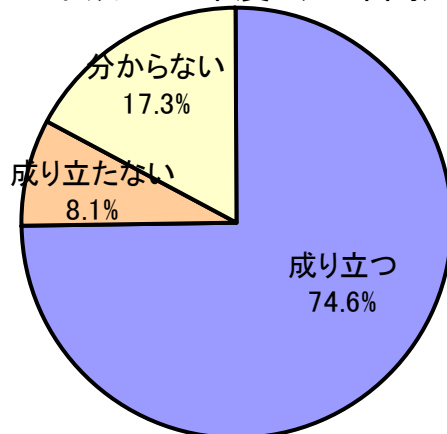


平成20年度（4～6月度）

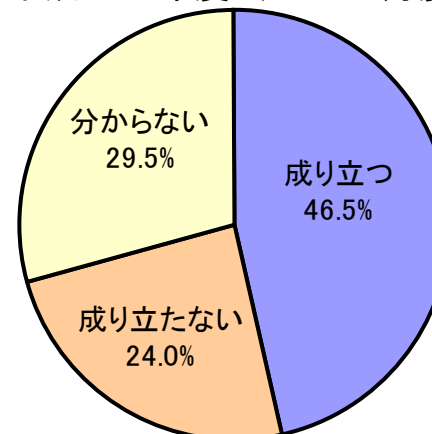


(4) 面談者の債務整理後の家計の状態（本人申告）

平成19年度（1年間）



平成20年度（4～6月度）





2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<グリーンコープ生協ふくおかの生活再生貸付の状況について>

グリーンコープ生活再生貸付の実績（平成20年6月20日まで）

——貸付希望率、貸付実行率、貸付金額の推移——

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 4～6	累 計 1 年 1 0 ヶ 月
相談件数	5 8 7 件	1, 3 2 3 件	1, 2 5 6 件	3, 1 6 6 件
面談件数	3 3 5 人	6 8 8 人	3 9 5 人	1, 4 1 8 人
家族に拡大	3 8 7 人	7 6 1 人	4 2 1 人	1, 5 6 9 人
貸付希望者 貸付希望率		3 3 0 人 4 8. 0 %	2 9 4 人 7 4. 4 %	
貸付実行件数	2 3 件	9 6 件	2 8 件	1 4 7 件
貸付金額（円）	2, 3 8 6 万	9, 2 3 9 万	2, 4 5 8 万	1 4, 0 8 3 万
貸付平均額(円)	1 0 4 万	9 6 万	8 8 万	9 6 万
貸付実行率	6. 9 %	1 4 %	7. 1 %	1 0. 4 %



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

＜生活福祉資金貸付事業の概要＞

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得者世帯・・・ 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯・・・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯・・・ 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯・・・ 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金（生業費、技能習得費）、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、自立支援対応資金

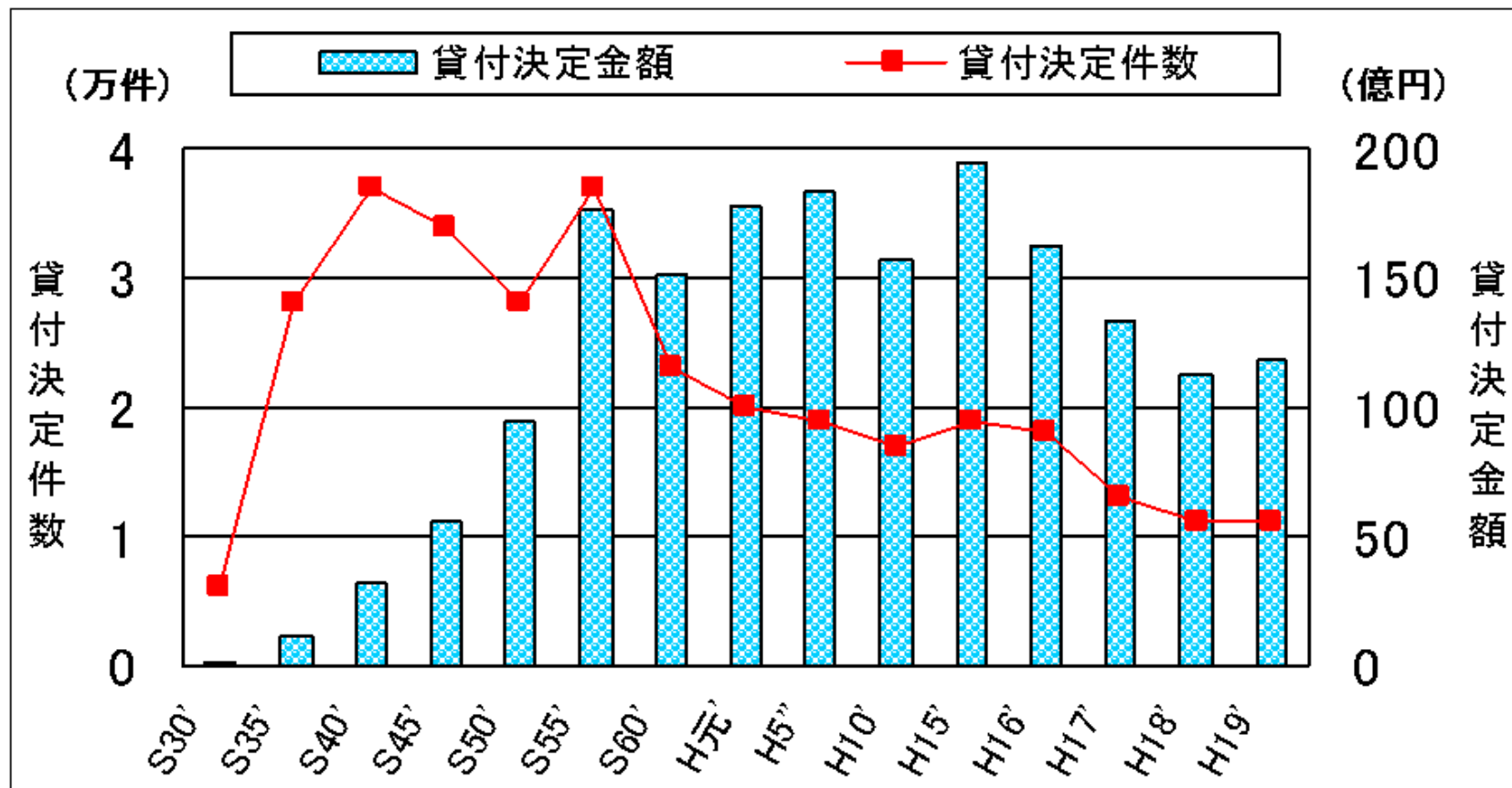
出典：厚生労働省HP



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<生活福祉資金貸付事業の状況について>

貸付決定状況の推移



平成19年度末の貸付状況は、貸付原資は約2,065億円、貸付中の件数は約20万件、貸付中の金額は約967億円

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<生活福祉資金貸付事業の状況について（大阪府）>

1. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金の運営

① 貸付状況

19年度(大阪)

項目 資金種類	申 込		貸 付		決定率 (%)		18年度	18年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	大阪 件数	全国 件数
更生資金	48	56,992,000	43	43,492,000	89.6	76.3	48	355
障害者更生資金	6	18,360,000	6	18,360,000	100.0	100.0		
福祉資金	173	120,272,000	172	119,832,000	99.4	99.6	164	1,044
住宅資金	18	35,613,000	17	30,783,000	94.4	86.4	21	185
修学資金	885	464,419,000	881	463,271,000	99.5	99.8	749	6,664
療養・介護資金	113	101,607,000	113	98,122,000	100.0	96.6	116	484
災害援護資金	4	5,953,000	4	5,953,000	100.0	100.0	3	36
本年度計	1247	803,216,000	1236	779,813,000	99.1	97.1	1101	8,768



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

＜労働金庫のセーフティネット貸付けについて＞

改善プログラム「借りられなくなった人への顔の見えるセーフティネット貸付」の意味するところは、『債務整理後の生活再生資金貸付』と捉える！

日常生活に要する生活資金貸付	多重債務者向け整理資金貸付	債務整理後の緊急生活資金貸付
多重債務防止	多重債務者救済	再生途上支援
➤会員労働者 一般生活資金貸付 ➤会員外の労働者 ・都道府県等との協調融資制度(10頁参照) ・市町村との協調融資制度	➤(無担保)負債整理資金 金利は保証料込み、10年程度の返済で6%台～9%台 ➤(有担保)負債整理資金 金利は保証料込み、3.5%～7%台	「定義」 かつて多重債務に陥り、弁護士・認定司法書士を介して任意整理・特定調停・個人再生・自己破産など、法的処理により借金の解決を図ったものが、例えば「ネガ情報」に登録されていたとしても、事後の適切なモニタリングによりリピートの懸念がなく、且つ、返済能力が見込まれると判断される場合には、ネガ情報(5～7年)解除以前でも生活資金貸付(教育・医療・生活必需品等の生活資金)を提供する。 ➤静岡労働金庫の商品



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

＜労働金庫のセーフティネット貸付の事例＞

お金を借りられなくなった人に対するセーフティネット貸付

(事例-静岡労働金庫の諸制度)

労金会員対象

日本労働者信用基金協会(日信協)保証

2009年4月1日現在

制度	名称(愛称)	主な用途	金利	返済期間	実績(2008年度)
『役立宣言』 最高1000万円	役立宣言	○目的ローン(車・教育など)の借換 ○100万円以内のカードローンの借換 ※消費者金融からの借入れがある場合は、消費者金融と信販からの借入が少額(100万円程度)であること。但し、目的ローン、ショッピングは除く。 ○100万円以内のカードローンと目的ローンを含めた借換。 ○負債整理後数年が経過し、信用力が完全に回復したと判定できる者への融資。 ※(2009.4.1～2009.9.30生活応援優遇△0.1%～0.3%を実施)	(変動)3.3%～4.3% (固定)2.4%～4.7% (保証料込・保証料金庫負担)	10年以内	1,427件 342,160万円
他目的融資 最高500万円	無担保借換等多目的融資 【リボン3】	労組会員(4号特例会員を含む)の構成員を対象。信用異常がない者。親族の肩代わりをする場合、本制度で整理する負債に債務者(親族等)を、連帯保証人とする	6.875%(保証料込)	10年以内	118件 27,139万円
負債整理資金 A 最高500万円	無担保負債整理資金融資A型 【リボン5 A型】	他の負債整理資金制度で対応できないケースにおいて、弁護士や司法書士に任意整理を相談・委任し、返済計画の改善を行うものへの融資。	8.750%(保証料込)	10年以内	63件 19,266万円
負債整理資金 B 最高500万円	無担保負債整理資金融資B型 【リボン5 B型】	多重、多額の債務(既に信用異常が顕在化しているか、或いはその可能性が高いと判断されるもの)の整理を目的とする融資。	8.750%(保証料込)	10年以内	7件 1,610万円

未組織勤労者対象

静岡県勤労者信用基金協会(勤信協)保証

制度	名称(愛称)	主な用途	金利	返済期間	実績(2008年度)
無担保・負債整理 資金融資 最高300万円	【リボン5A型 ・未組織勤労者用】	債務圧縮後の金額が300万円以内。(連帯保証人は配偶者またはその他親族1名。)	8.75% +2.00%(保証料)	5年以内	3件 584万円
無担保・負債整理 資金融資	【リボン50 ・未組織勤労者用】	「信用異常」となった未組織勤労者に、必要最低限の資金を融資し、安易な借金に依存しない生活への更生をさせることを目的とした融資。(連帯保証人は配偶者またはその他親族1名。)	6.875% +2.00%(保証料)	5年以内	2009年4月新設
特別担保融資 最高2,000万円	特別担保融資 (未組織勤労者用)	不動産に抵当権を設定し、高利肩代わり資金・負債整理資金等への対応を目的とした融資。(担保提供者以外の非同居人1名以上連帯保証人が必要)	6.93% +0.18%(保証料)	原則10年以内 最長20年以内	2件 675万円



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

＜労働金庫が実施する都道府県との協調融資制度＞

2007年11月末現在
*中央のみ2007年9月末現在

都道府県との提携融資の現状

(万円)

	住宅関連融資	一般生活融資	教育関連融資	育児・介護関連融資	離職・失業時関連融資	災害時(緊急)関連融資	その他	合計
都道府県数	14	25	10	27	18	3	10	43
制度数	27	32	12	32	23	9	13	148
融資件数	2,447	6,531	2,077	495	313	646	207	12,716
実績額	2,059,577	452,349	189,973	31,170	10,663	438,269	32,163	3,214,166

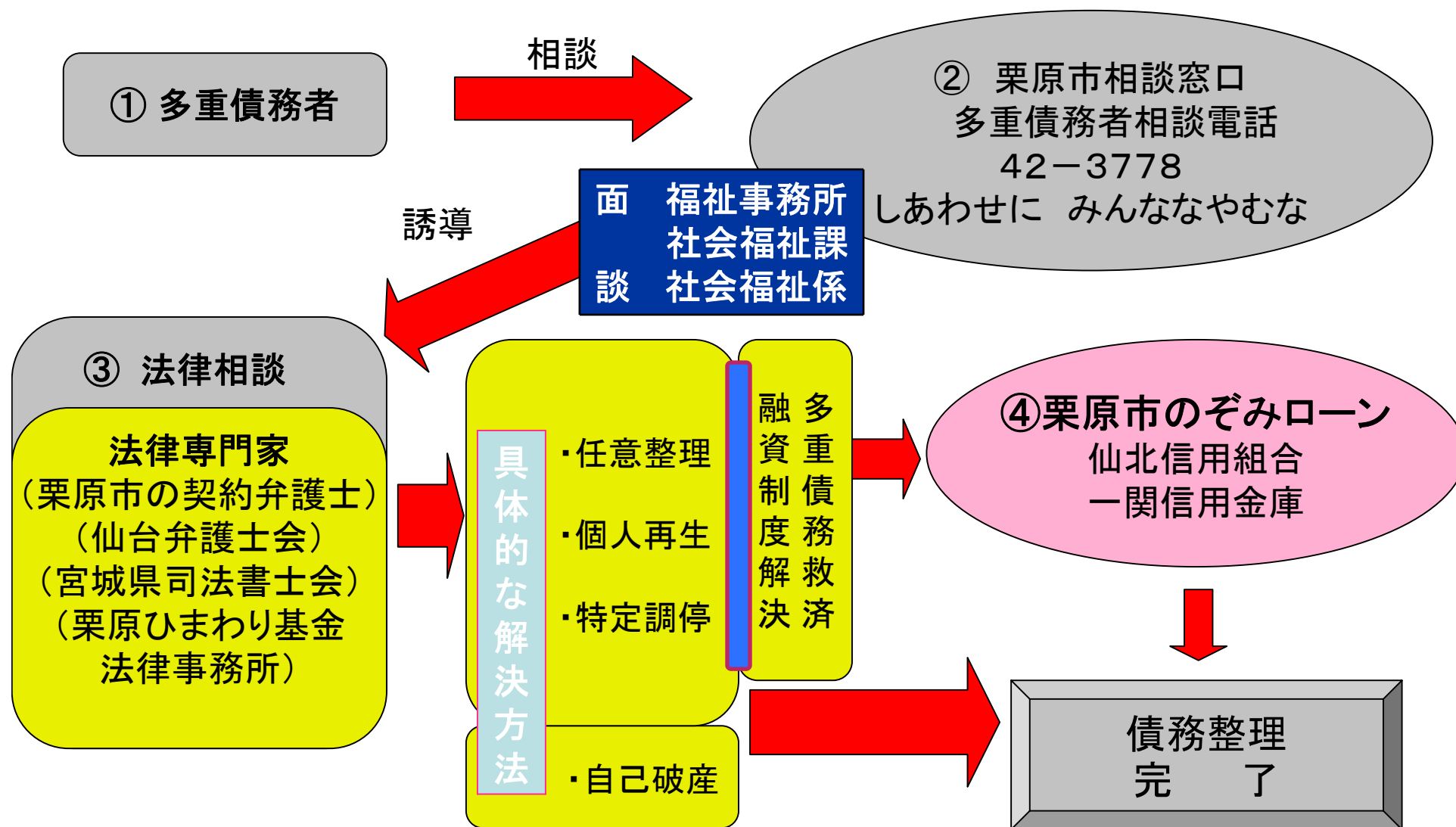
(注 1 : 協調融資制度)

- ①融資先や目的を限定し、金庫と協力して商品提供する。一般的に、自治体から無利息(低利)の預託金を受け、その預託金の3～4倍の資金を限度に低利の融資を行う仕組み(個人事業は除く)
- ②年収150～200万円以上の給与所得者を対象
- ③融資目的には、住宅、教育、離職者支援、介護・子育て、一般生活資金、緊急時生活支援(災害時含む)などがある



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

< 栗原市のぞみローン 多重債務解消のフロー >





2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

＜栗原市のぞみローンの概要＞

貸付商品の名称	栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付資金とし、統一する
対象者	栗原市内に住所を有する方 多重債務者であり、債務の整理等に要する資金を必要とする方
貸付限度額	1,000万円以内
貸付利率	7.9%(固定金利)
保証人等	原則として、連帯保証人1人以上
償還期間	10年以内
提携する金融機関	仙北信用組合 3店舗 一関信用金庫 2店舗

◎運用開始から のぞみローン 貸付件数は 10件、貸付総額は、2,232万円

内訳

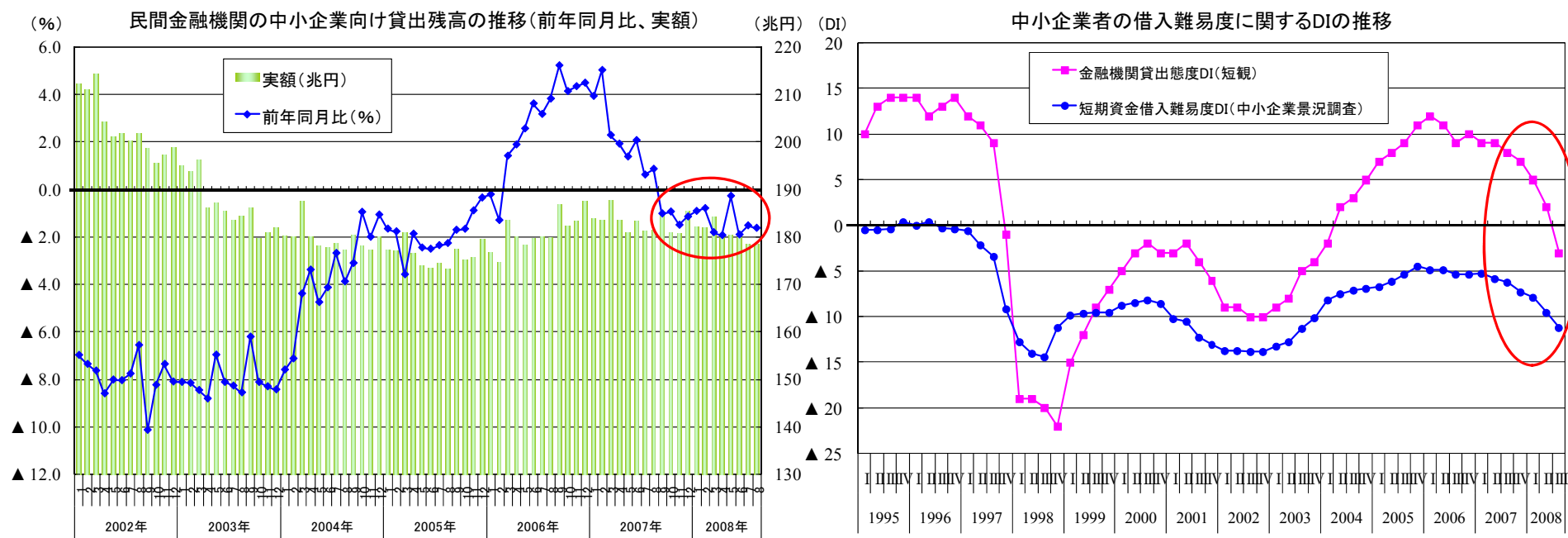
仙北信用組合	4件	総額 22,320,000円
一関信用金庫	6件	



2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<参考：中小企業の現状>

- 民間金融機関の中小企業向け貸出残高は、2006年初～2007年夏頃までは増加していたものの、2007年9月より再び対前年同月比マイナスに転じている。
- 中小企業の借入難易度指数は2001年～2004年に比べてなお高い水準にはあるものの、2007年の年央辺りから弱含んでいる。



(注) 民間金融機関とは、都市銀行、地方銀行、第2地方銀行協会加盟行、信託銀行、長期信用銀行。

※「短観」・・・日本銀行。母集団企業は、総務省の「事業所・企業統計調査」をベースとした、全国の資本金2千万円以上の民間企業（金融機関を除く。約21万社）。調査対象は、母集団企業の中から統計的に選定した約11,000社。

※「中小企業景況調査」・・・中小企業基盤整備機構。調査対象は、中小企業基本法に定義する、全国の中小企業（約19,000社）。

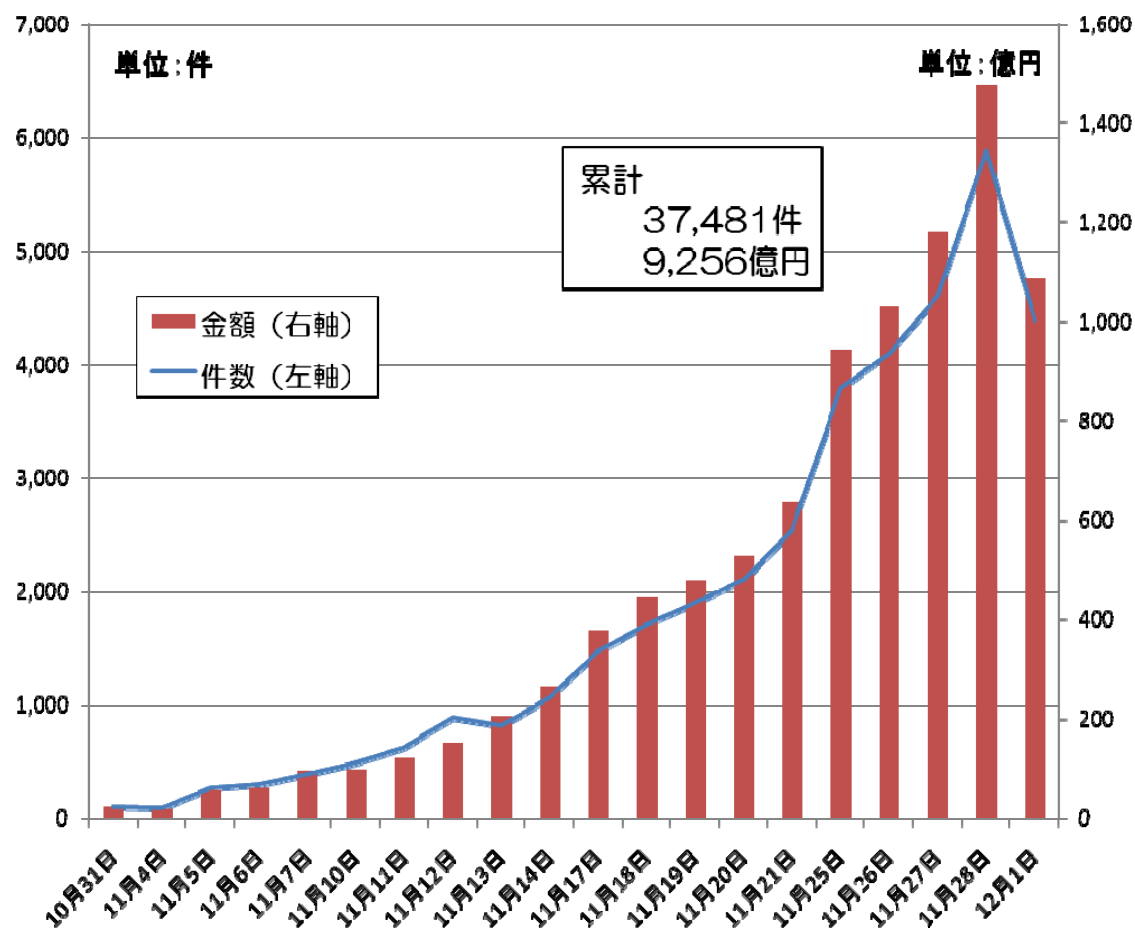


2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

<参考：中小企業の現状>

中小・小規模企業の資金繰り対策の実施状況

緊急保証の承諾実績



セーフティネット貸付実績 （10月速報）

中小事業

463億円
（前年同期比
260.9%）

国民事業

951億円
（前年同期比
132.7%）

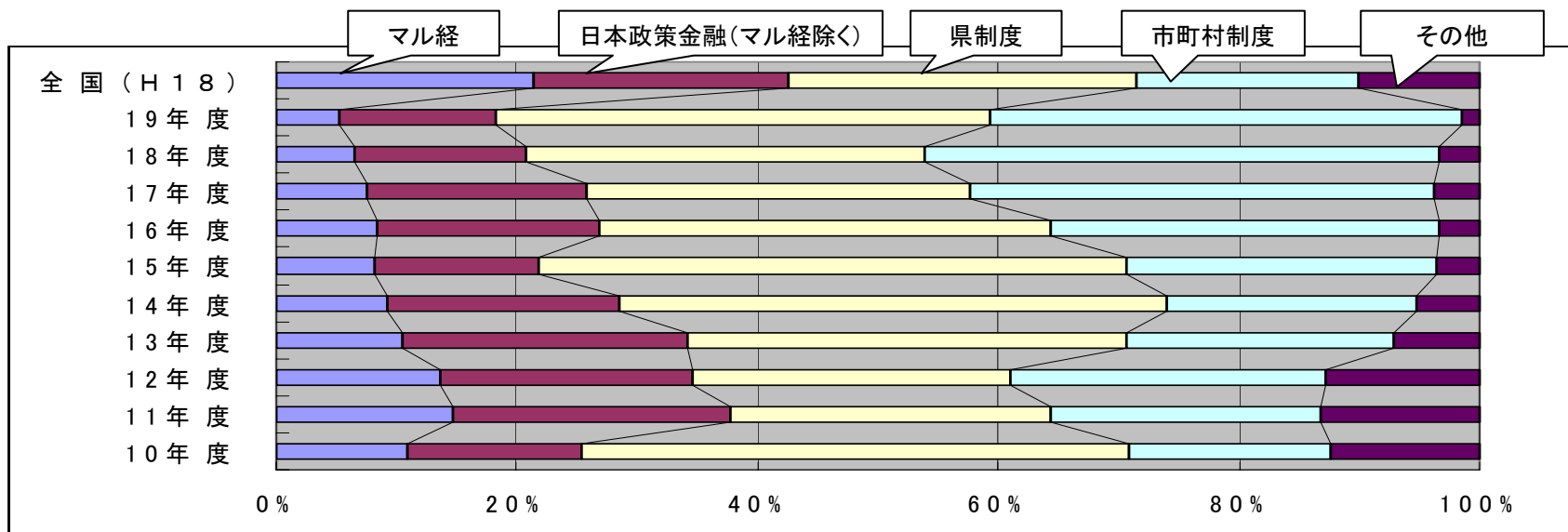


2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

秋田県における商工会金融斡旋の制度別推移

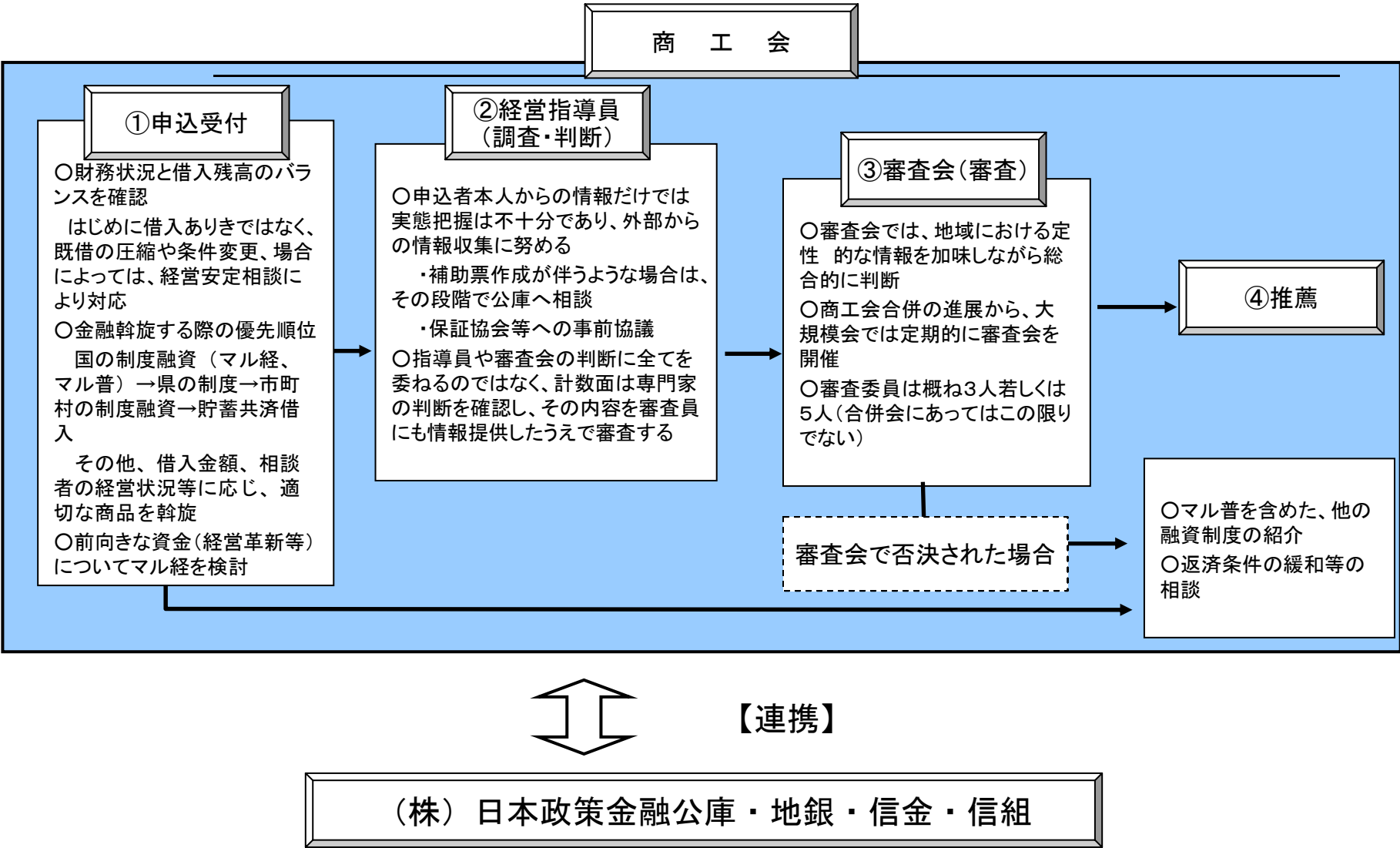
貸付総額 (百万円)	マル経	日本政策金融 (マル経除く)	県制度	市町村制度	その他	合計
19年度	982	2,499	7,847	7,467	293	19,089
18年度	1,098	2,369	5,579	7,182	560	16,788
17年度	1,217	2,949	5,112	6,202	614	16,094
16年度	1,437	3,143	6,429	5,527	576	17,112
15年度	1,785	2,977	10,688	5,659	774	21,883
14年度	1,922	4,027	9,516	4,335	1,093	20,892
13年度	2,161	4,945	7,582	4,604	1,484	20,777
12年度	2,349	3,628	4,576	4,513	2,206	17,273
11年度	2,532	4,018	4,618	3,878	2,293	17,340
10年度	2,996	3,967	12,505	4,625	3,420	27,513

資料：秋田県商工会連合会及び全国商工会連合会実態調査



(注) 全国は平成18年度における商工会全体の数値

参考：金融斡旋の流れ（マル経融資推薦時）





3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

<高等学校における「多重債務」に関する授業について>

「公民科」における「多重債務」学習は・・・

(1) 『現代社会』(標準単位数 2単位)

→学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・

○消費者関連法や悪質商法の記述にウエイトが置かれている。

(2) 『政治・経済』(標準単位数 2単位)

→学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・

○『現代社会』同様、消費者関連法や悪質商法の記述にウエイトが置かれている。

「家庭科」における「多重債務」学習は ～主に本校を例にして。

(1) 『家庭基礎』と『家庭総合』

→学習指導要領での「多重債務」、そして教科書等の内容は・・・

○「公民科」の学習内容に加えて、3者間契約、さらに利息や自己破産などの記述内容も「公民科」よりも多い。

その他の教科・科目における「多重債務学習」を考える。

(1) 総合的な学習の時間・・・「環境」や「キャリア」が主な学習内容か。

(2) LHR(ロングホームルーム)の時間・・・少ない授業時間数や、LHRで行うことが多くて無理。
またクラス担任が「多重債務」問題を扱うことも、知識や情報の観点から無理であろう。

(3) かつて「数学」において利息計算の授業を実施し、生徒からは好評であった(数学・公民科の教員の問題意識の共有と協力が必要)。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

＜労働金庫が取り組む金融経済教育＞

金融経済セミナーの実績 2007・2008年度



学生・生徒対象者セミナーの比較(07・08年度計)
圧倒的に高校生対象が多い

対 象		回数・人数	2007年度	2008年度	合計
会 員 労 働 組 合	マネートラブル	回数	4,518	3,925	8,443
		対象人数	116,023	119,103	235,126
	その他生活応援	回数	4,129	5,070	9,199
		対象人数	87,263	119,394	206,657
	合計	回数	8,647	8,995	17,642
		対象人数	203,286	238,497	441,783
一 般 勤 労 者	マネートラブル	回数	63	44	107
		対象人数	3,201	1,723	4,924
	その他生活応援	回数	45	190	235
		対象人数	906	5,099	6,005
	合計	回数	108	234	342
		対象人数	4,107	6,822	10,929
学 生 ・ 生 徒 対 象 セ ミ ナ ー	小中学校	回数	7	4	11
		対象人数	445	144	589
	高校	回数	135	102	237
		対象人数	14,646	12,995	27,641
	大学	回数	7	15	22
		対象人数	1,664	2,856	4,520
	その他	回数	1	3	4
		対象人数	40	140	180
	合計	回数	150	124	274
		対象人数	16,795	16,135	32,930
合計		回数	8,905	9,353	18,258
		対象人数	224,188	261,454	485,642



4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

<金融庁、財務局等のヤミ金対策の実施状況>

1. 無登録業者に係る苦情等受付件数

	19年度	20年度
合計	14,978	14,243
金融庁	1,000	572
各財務局	6,394	4,669
都道府県	7,584	9,002

2. 実施状況

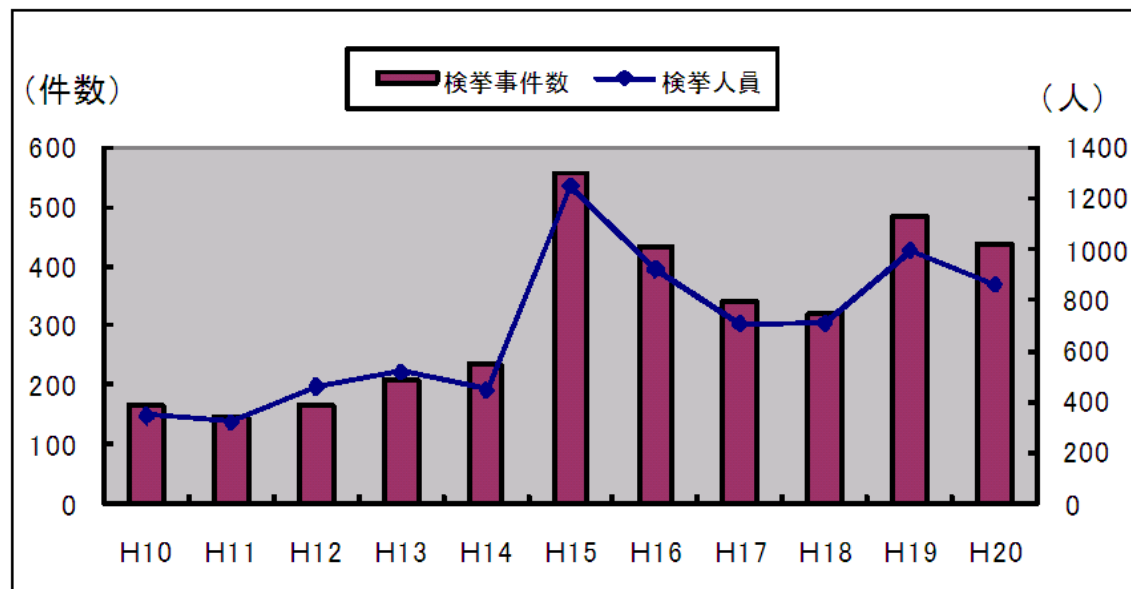
	19年度	20年度
警察当局への情報提供件数	793	487
金融庁	483	329
各財務局	62	85
都道府県	248	73
電話警告の実施件数	407	406
金融庁	34	99
各財務局	176	170
都道府県	197	137



4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

＜ヤミ金融事犯の取締り状況について＞

平成10年以降の検挙状況推移



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
検挙事件数	165	149	168	210	238	556	432	339	323	484	437
検 挙 人 員	345	321	461	517	446	1,246	919	706	710	995	860
被害人員等	73,437	62,758	49,663	79,454	122,115	321,841	279,389	173,399	154,511	148,543	141,394
被 害 額 等	260億 6,505万	180億 7,659万	160億 3,609万	186億 7,510万	159億 8,384万	322億 3,639万	348億 2,775万	237億 7,804万	199億 7,536万	303億 8,998万	293億 3,378万

注1 ヤミ金融事犯としては、出資法(高金利)違反事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件を計上している。

2 被害人員等には、高金利貸付けに係る借入者、恐喝の被害者等を計上している。

3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝の被害額等を計上している。



4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

<平成19年及び平成20年の検挙状況>

平成19年

事 犯	事件数	検挙人員	被害人員等	被害額等
無 登 録 高金利事犯	277	527	79,326	143億2,484万円
無登録事犯	57	78	6,141	21億3,451万円
高金利事犯	113	333	59,634	130億6,666万円
そ の 他	37	57	3,442	8億6,397万円
総 数	484	995	148,543	303億8,998万円

平成20年

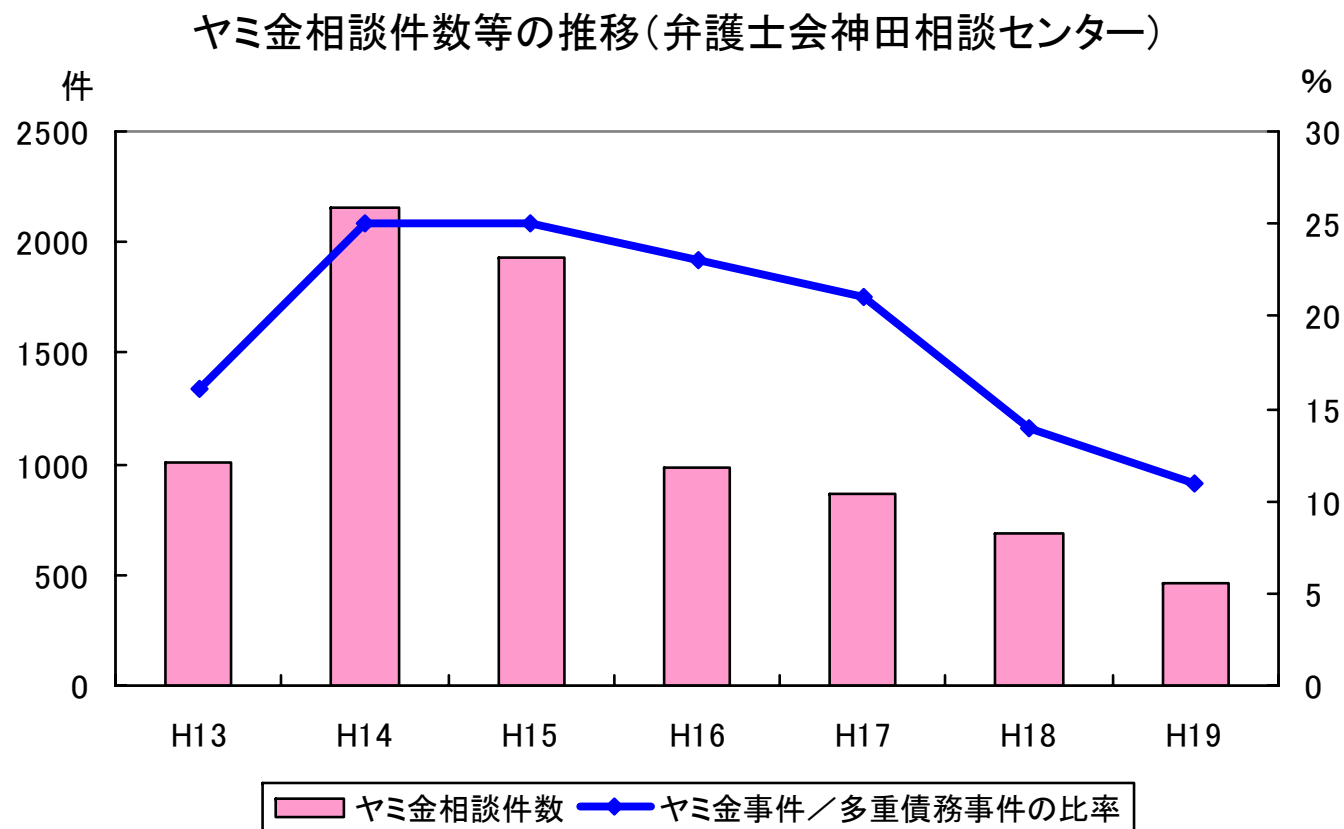
事 犯	事件数	検挙人員	被害人員等	被害額等
無 登 録 高金利事犯	250	493	89,866	116億6,180万円
無登録事犯	59	97	4,438	13億3,411万円
高金利事犯	89	207	45,698	161億9,791万円
そ の 他	39	63	1,392	1億3,995万円
総 数	437	860	141,394	293億3,378万円

注 その他の検挙は、無登録事犯以外の貸金業法違反（書面の不交付、取立て行為の規制等）、詐欺、恐喝等である。



4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

＜ヤミ金融相談件数の推移＞



出典: 日本弁護士連合会 多重債務シンポジウム資料より抜粋



5. 多重債務問題全般に係る状況

<無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況>

<平成18年度・平成19年度>

(万人、万件、億円)

		19年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年1月	2月	20年3月
D-②	1件	491.1	491.6	497.9	500.4	501.9	501.4	501.4	504.9	505.7	508.4	507.4	505.6	505.7	508.3
	2件	232.9	233.4	235.2	236.1	237.1	237.5	237.7	238.8	239.1	240.0	239.9	239.4	239.3	239.8
	3件	155.8	156.0	155.1	155.0	155.3	155.6	155.6	156.1	156.3	155.5	155.1	154.9	154.6	154.4
	4件	116.0	115.8	113.6	113.2	112.3	111.9	111.7	111.3	111.0	109.4	108.2	108.1	107.3	106.3
D-①	5件以上	176.8	171.1	164.1	161.1	154.8	149.5	146.9	143.1	138.6	132.8	125.4	124.2	121.6	117.7
A	人数合計	1,172.5	1,167.9	1,165.8	1,165.7	1,161.4	1,155.8	1,153.5	1,154.2	1,150.8	1,146.2	1,136.0	1,132.2	1,128.4	1,126.4
D-③	延滞登録のある人	174.9	177.2	177.4	180.0	180.4	181.6	184.2	186.5	189.1	189.4	190.0	193.4	196.5	199.1
B	件数合計	2,918.6	2,883.4	2,838.6	2,821.6	2,783.9	2,749.3	2,733.4	2,714.6	2,686.4	2,646.3	2,592.7	2,581.7	2,561.2	2,536.9
C	残高合計	138,119	136,502	134,470	133,653	132,060	130,645	129,636	128,866	127,564	125,759	123,351	122,502	121,260	120,031

<平成20年度>

(万人、万件、億円)

			20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年1月	2月	21年3月
D-②	1件		509.5	509.9	514.5	512.9	513.2	514.6	514.5	517.7	518.4	517.2	518.9	520.0
	2件		240.2	240.8	242.0	241.7	241.9	242.4	242.5	242.9	244.6	244.8	245.1	244.9
	3件		154.5	155.2	154.3	154.0	153.8	153.9	153.8	153.5	153.8	153.2	152.6	152.0
	4件		105.8	105.9	104.0	103.2	102.5	102.2	101.5	100.7	98.6	96.9	95.9	94.7
D-①	5件以上		114.4	109.1	104.3	101.6	98.9	97.0	94.5	92.5	81.0	76.5	74.6	72.7
A	人数合計		1,124.4	1,121.1	1,119.1	1,113.5	1,110.2	1,110.2	1,106.9	1,107.4	1,096.4	1,088.6	1,087.2	1,084.1
D-③	延滞登録のある人		201.8	205.2	203.6	207.2	210.0	213.1	215.7	218.7	220.7	222.5	225.0	228.3
B	件数合計		2,517.8	2,489.8	2,456.8	2,435.1	2,415.5	2,407.1	2,389.9	2,377.8	2,305.8	2,270.7	2,256.7	2,239.3
C	残高合計		118,918	117,460	115,749	114,350	113,221	112,841	111,895	111,070	107,973	106,174	105,106	103,806

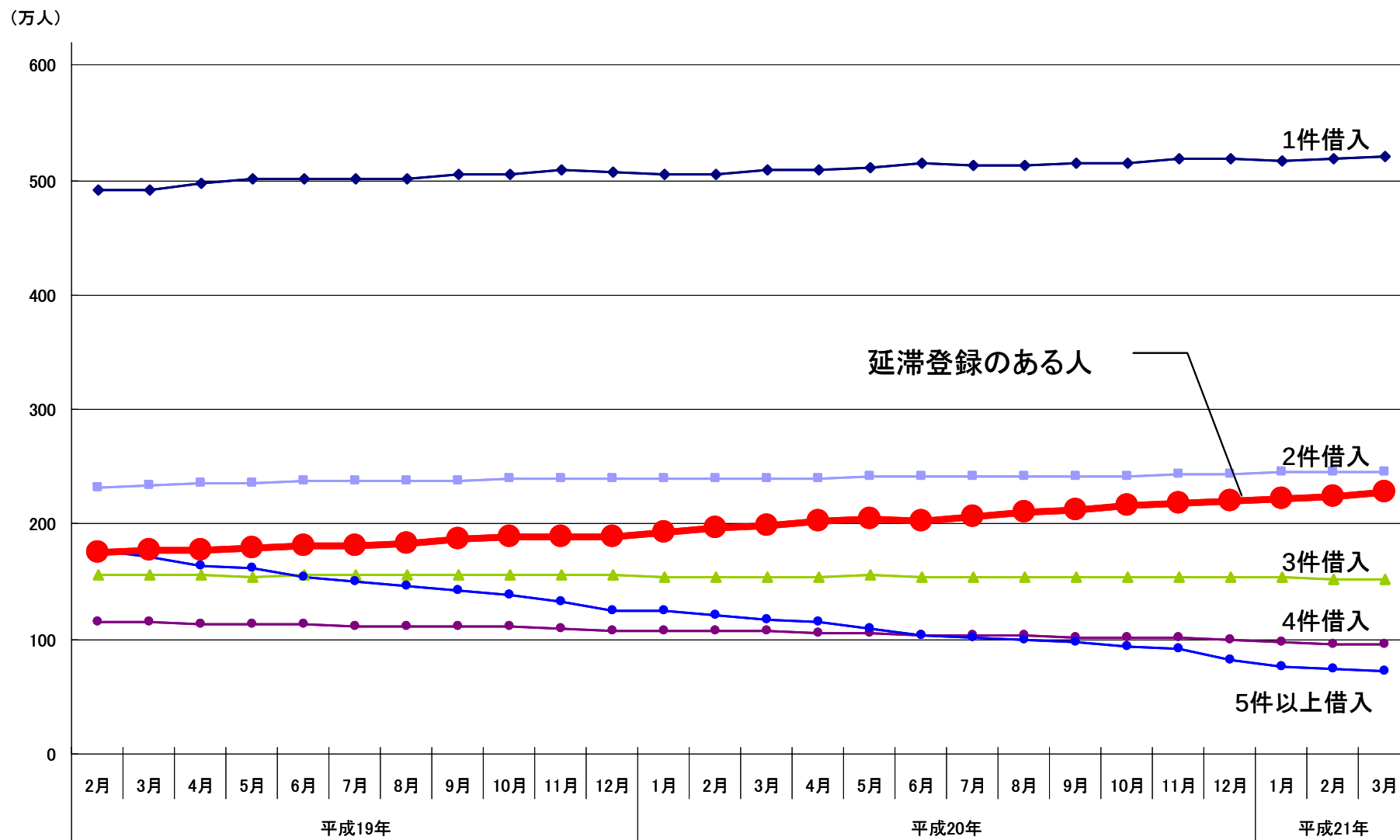
◆表の見方

- (1) 1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数ごとに集計したもの。完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じたあとに残高があるもの(H20.1以降)については1件として数える。
- (2) 「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上なら入金されないもの



5. 多重債務問題全般に係る状況

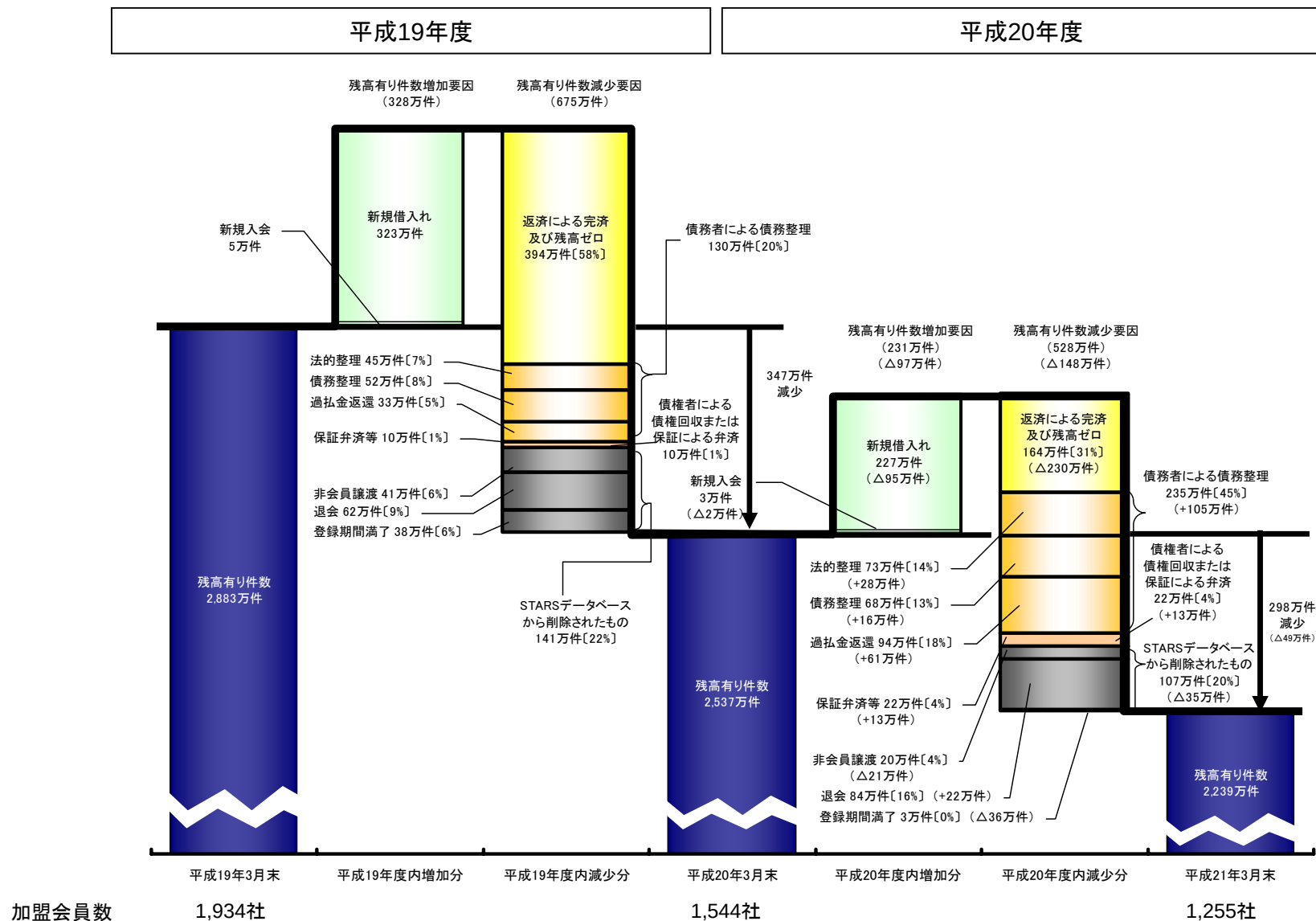
<無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況(グラフ)>





5. 多重債務問題全般に係る状況

<登録件数の変動(平成19年3月～平成21年3月(2年間))>

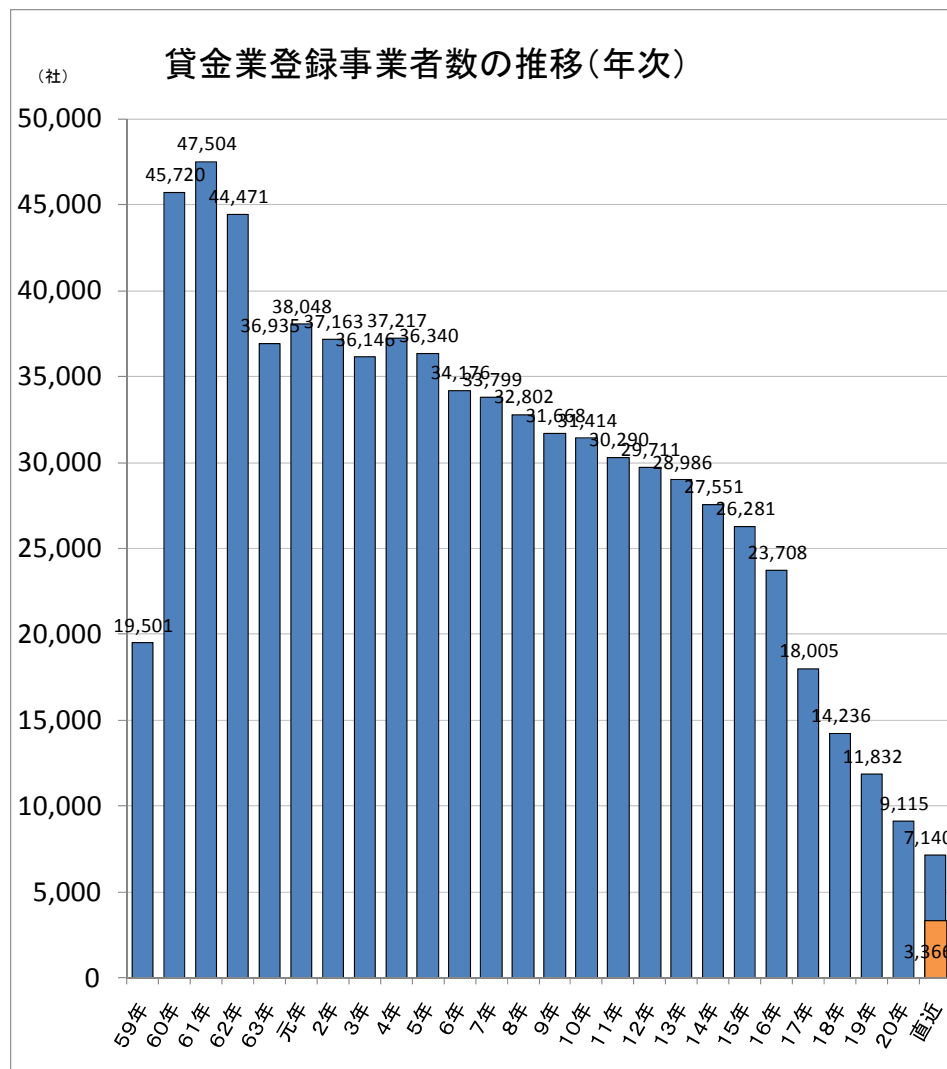


※ []内は構成比、()内は平成19年3月末～平成20年3月末のデータからの増減です。 ※ 四捨五入により、グラフ上の数値とその構成要素の合計が一致しない場合があります。



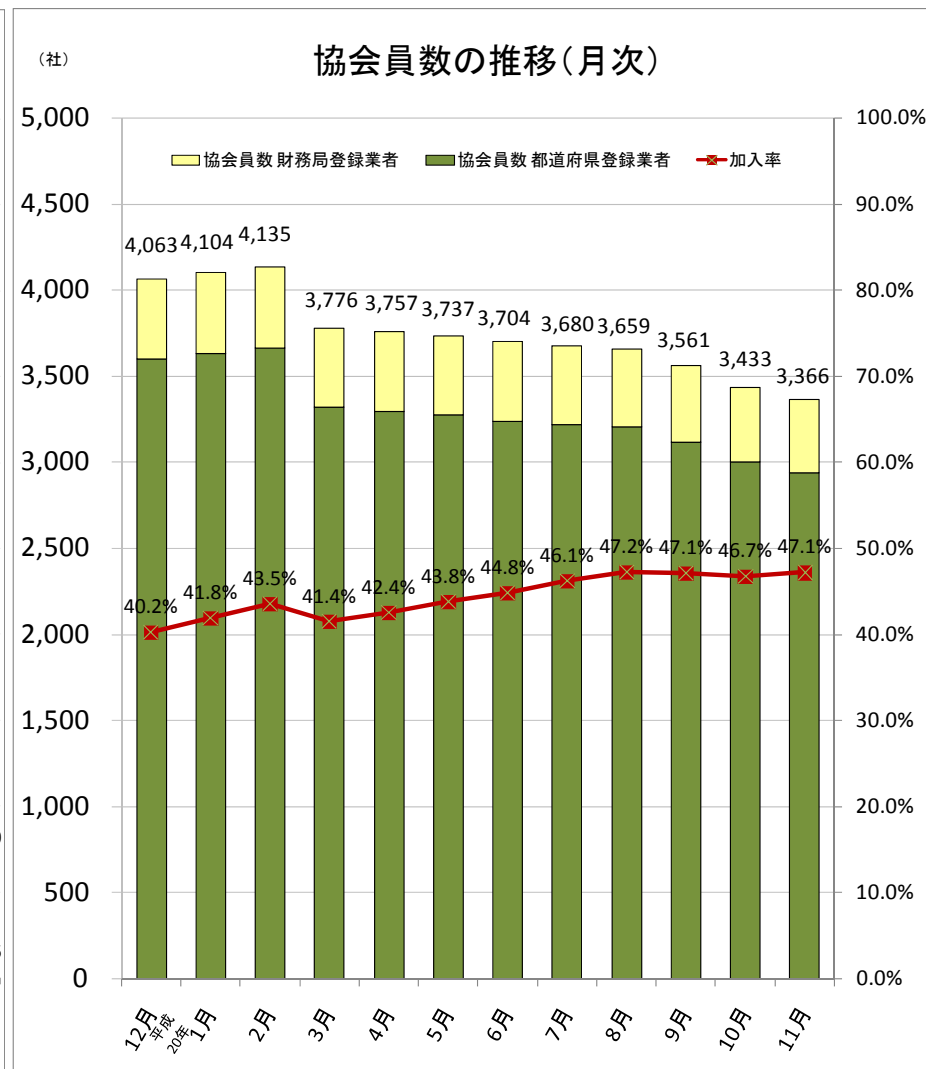
5. 多重債務問題全般に係る状況

＜貸金業者数と貸金業協会会員数の推移＞



※ 各年度末時点(3月)の数値
※ 直近は平成20年11月末の数値

出典: 金融庁貸金業関係統計資料



出典: JFSA月次統計資料



5. 多重債務問題全般に係る状況

＜貸金業者の業種別構成＞

協会員は以下12分類^(※)の業態で構成。（各社による申告）

業態名	定義（要約）	事業者数		残高	
		（社）	（％）	（百万円）	（％）
1 消費者向無担保貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 無担保(除住宅向)貸付残高が最も多い	1,563	46.4%	9,694,751	39.0%
2 消費者向有担保貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 有担保(除住宅向)貸付残高が最も多い	297	8.8%	234,201	0.9%
3 消費者向住宅向貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 住宅向貸付残高が最も多い	47	1.4%	329,033	1.3%
4 事業者向貸金業者	・ 事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 下記5.～12.のいずれにも該当しない	873	25.9%	3,765,759	15.1%
5 手形割引業者	・ 事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 手形割引残高が5割以上	96	2.9%	93,344	0.4%
6 クレジットカード会社	・ 日本クレジットカード協会に加盟している	178	5.3%	3,382,831	13.6%
7 信販会社	・ 割賦購入あっせん業者として登録している	57	1.7%	4,658,500	18.7%
8 流通・メーカー系クレジット会社	・ 電気機械器具関係・自動車関係の公益法人に加盟している ・ 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等に加盟している	41	1.2%	1,533,765	6.2%
9 建設・不動産業者	・ 建設・不動産関係の公益法人に加盟している	92	2.7%	205,098	0.8%
10 質屋	・ 質屋の許可を受けている	6	0.2%	1,266	0.0%
11 リース会社	・ (社) リース事業協会に加盟している	56	1.7%	962,027	3.9%
12 日賦貸金業者	・ 日賦貸金業者として登録されている	60	1.8%	7,549	0.0%
合 計	(数値は11月末時点)	3,366	100.0%	24,868,124	100.0%

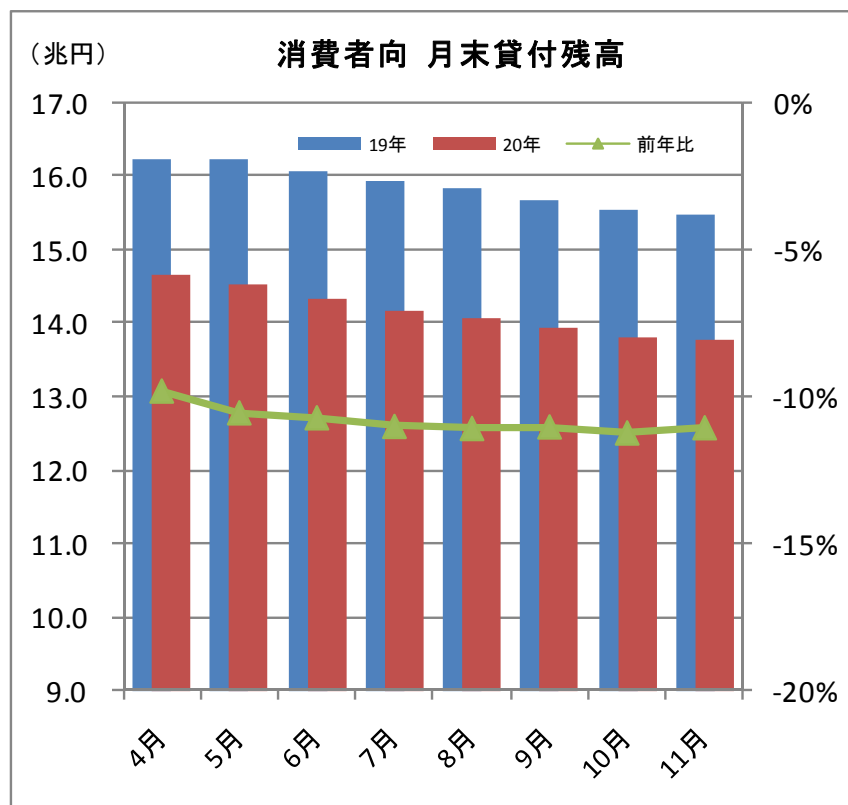
※ 当分類は、金融庁貸金業関係統計資料における分類に準拠

出典：JFSA 11月末時点の協会員情報から作成

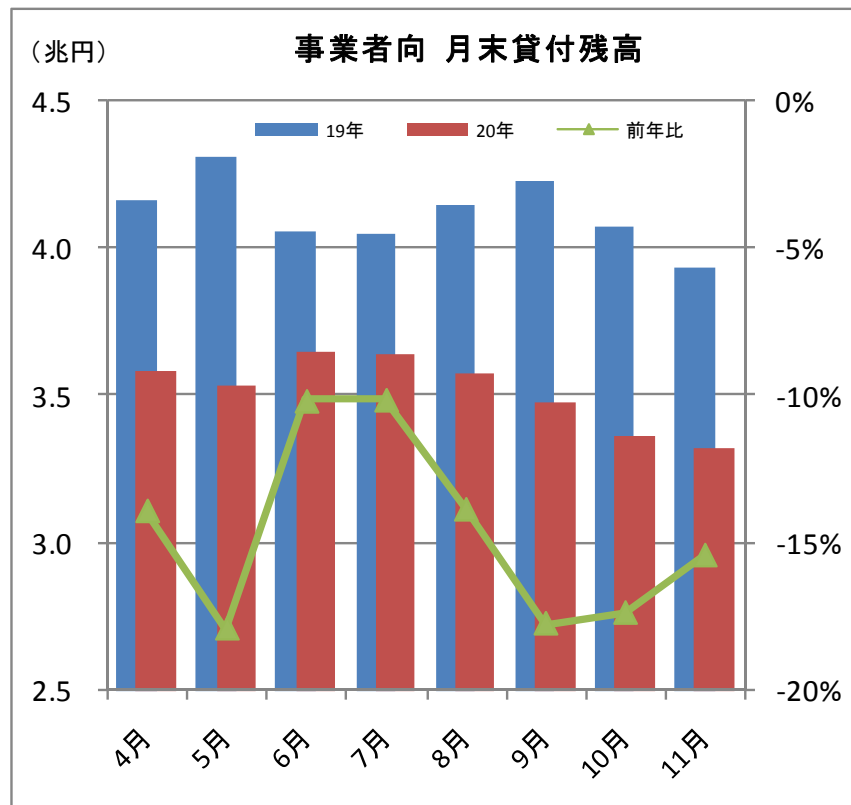


5. 多重債務問題全般に係る状況

＜月末貸付残高の推移＞



消費者向貸付残高: 消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。



事業者向貸付残高: 事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

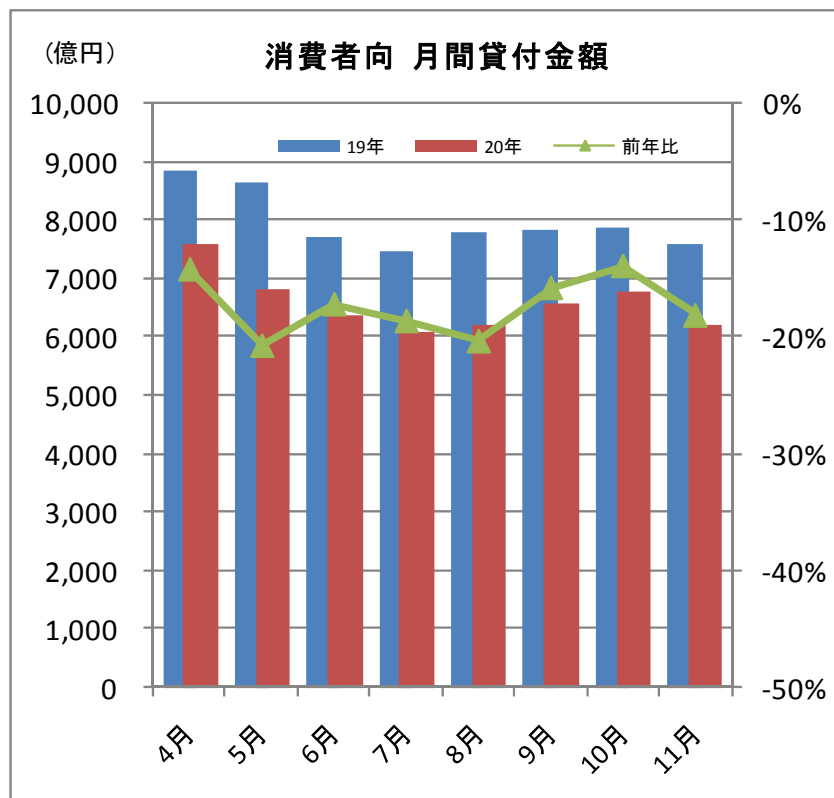
出典: JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向貸付残高は、1年半 (H19.4~H20.11)で16.3兆円 → 13.8兆円へ。(▲15%減)
- ◆ 事業者向貸付残高は、1年半 (H19.4~H20.11)で 4.2兆円 → 3.3兆円へ。(▲20%減)

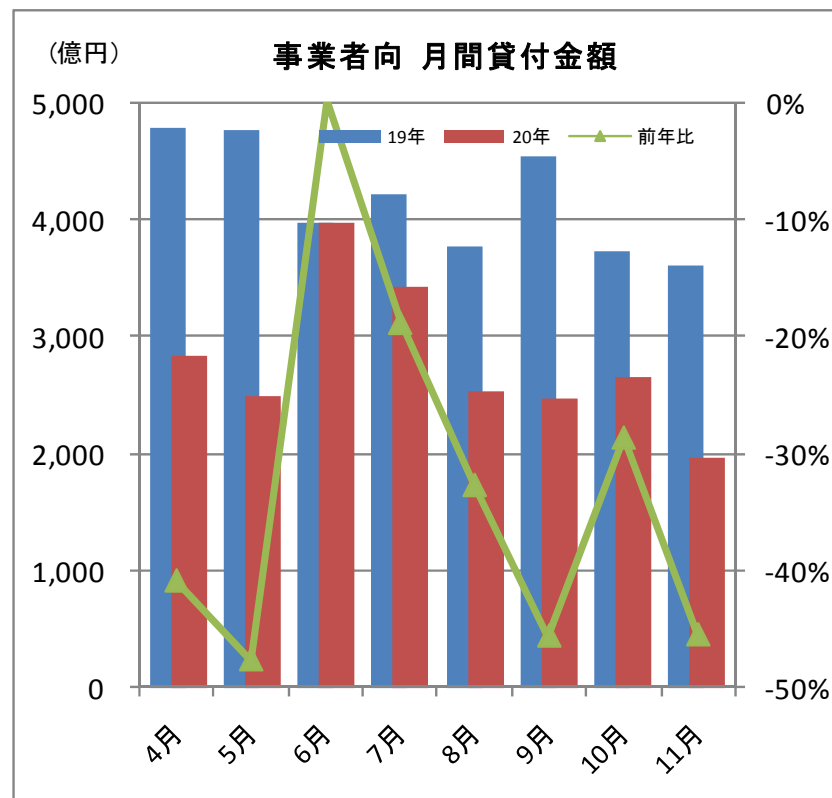


5. 多重債務問題全般に係る状況

<月間貸付金額(供与額)の推移>



消費者向貸付金額：消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。



事業者向貸付金額：事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

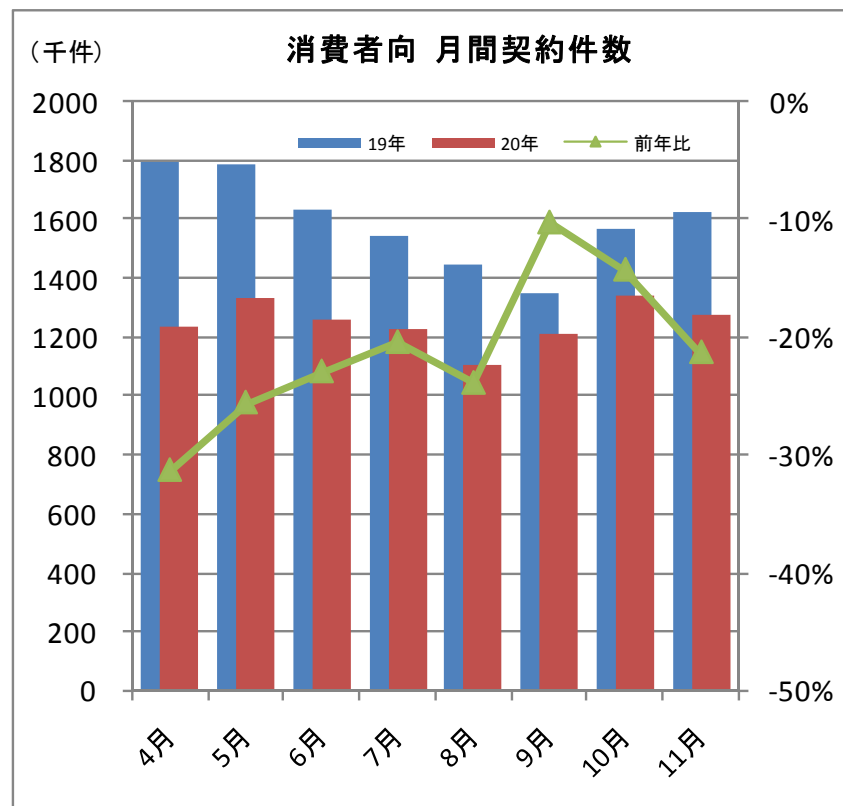
出典: JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向貸付金額は、前年同月比▲15%～▲20%程度で推移。
- ◆ 事業者向貸付金額は、月毎にばらつきがあるが、概ね前年同月比▲30%～▲45%で推移。

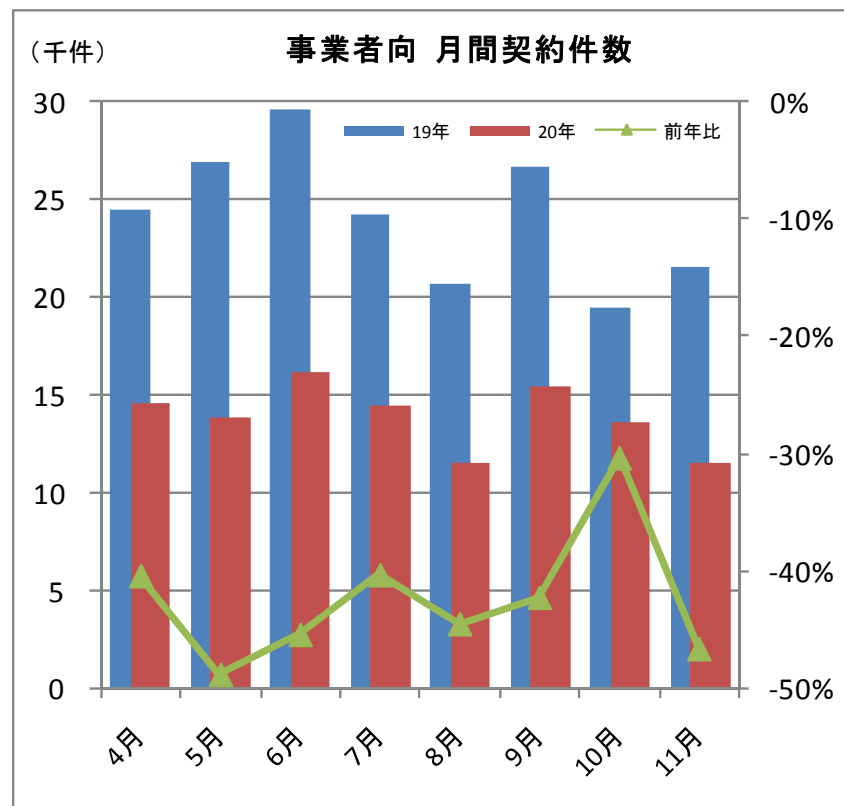


5. 多重債務問題全般に係る状況

＜月間契約数の推移＞



消費者向契約件数：消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。



事業者向契約件数：事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

※契約件数には、キャッシング機能付きクレジットカード、ローンカードの発行枚数も含まれる

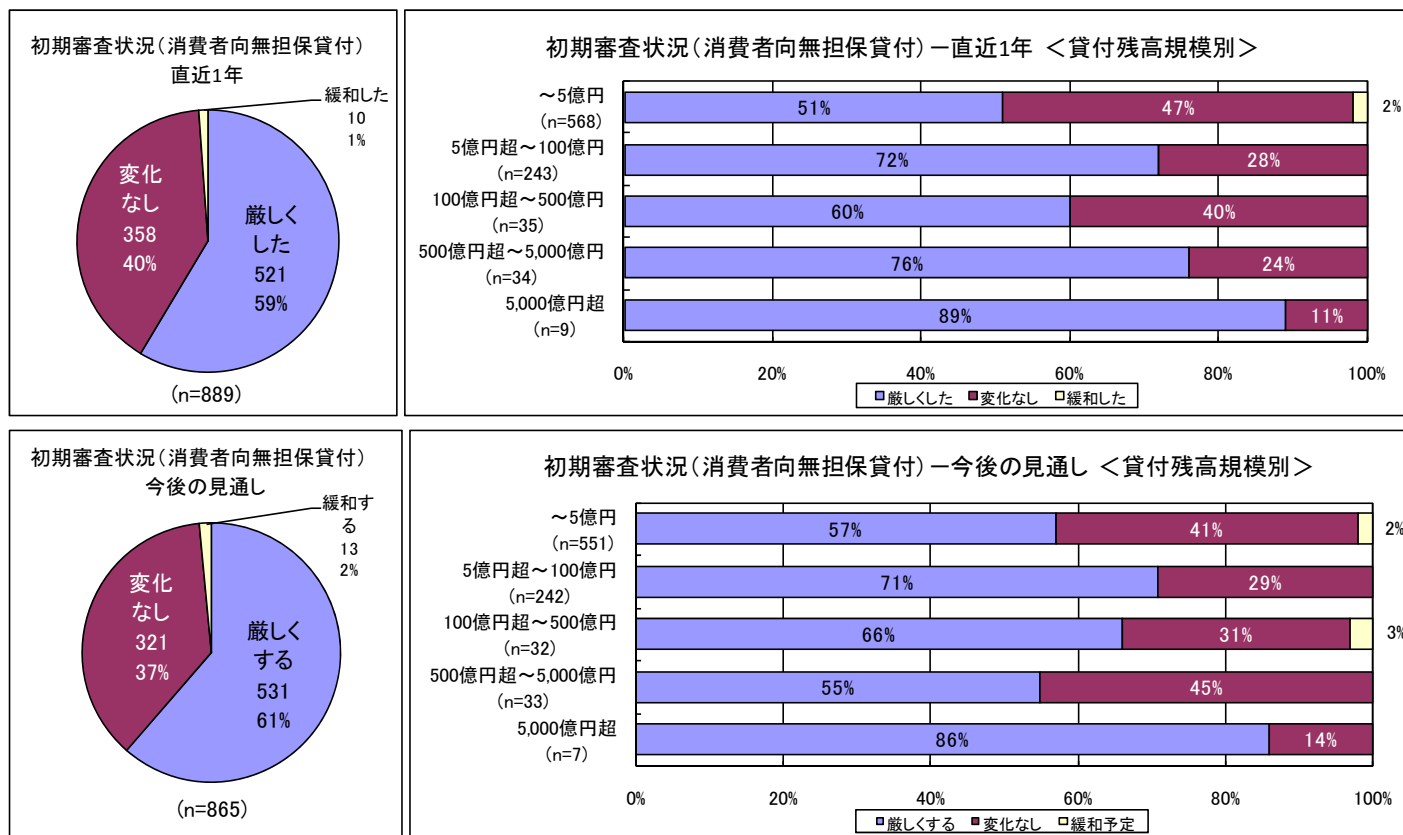
出典:JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向月間契約数は、前年同月比▲10%～ ▲30%程度で推移。
- ◆ 事業者向月間契約数は、前年同月比▲30%～ ▲50%程度で推移。



5. 多重債務問題全般に係る状況

<審査姿勢の変化>



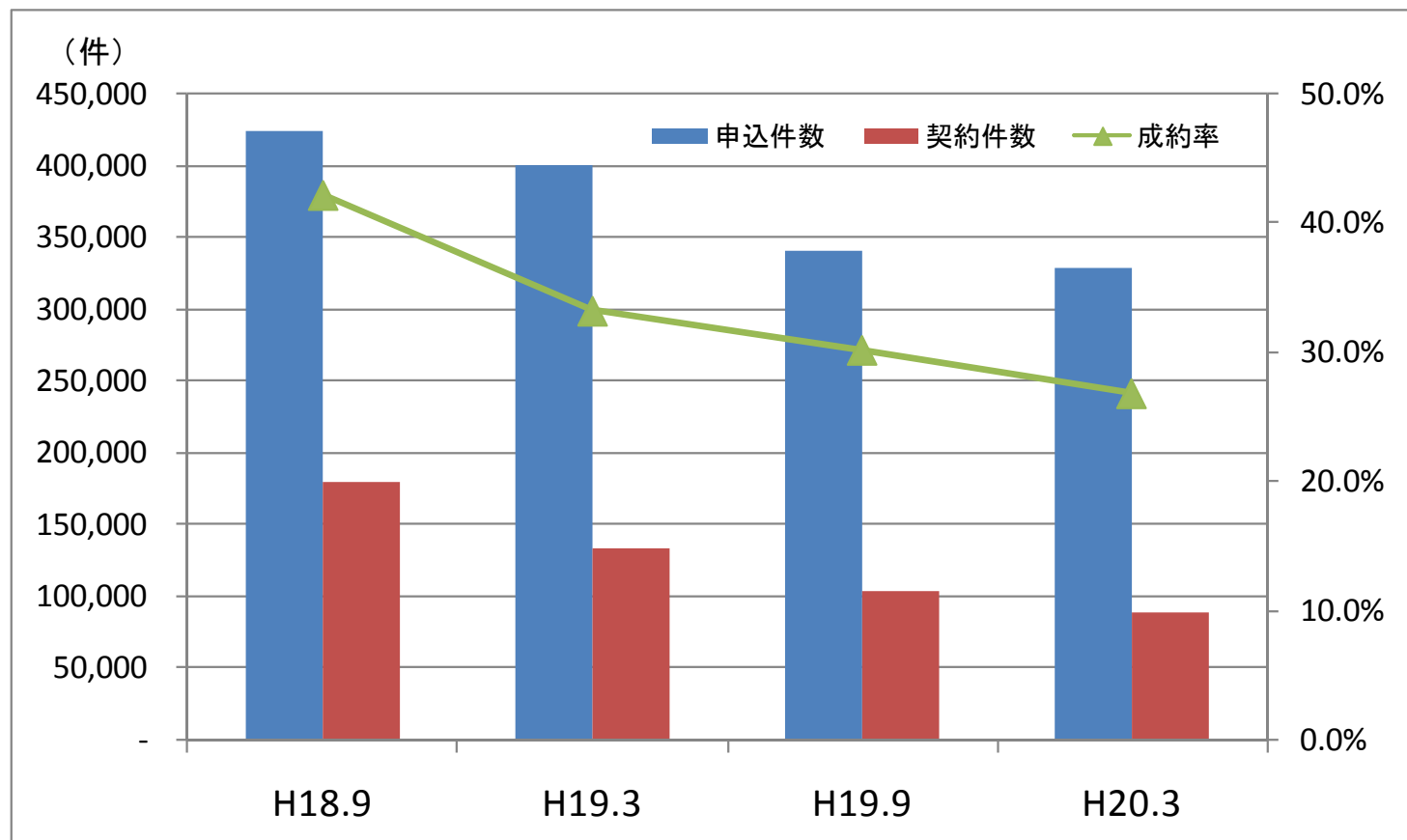
出典: JFSA 経営実態調査

- ◆ 融資申込みに対する審査姿勢につき、直近1年間と今後の見通しについて調査。
- ◆ 6割程度の事業者が既に審査を厳格化。今後厳格化の見通しも同様に6割程度。



5. 多重債務問題全般に係る状況

＜成約率の状況 – 消費者向無担保貸付＞



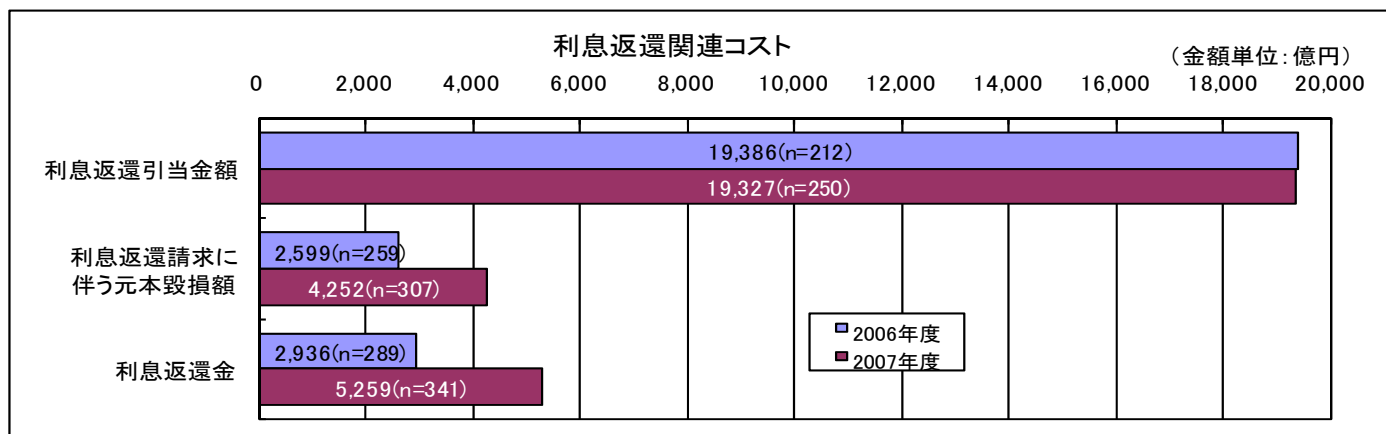
出典: JFSA 経営実態調査

- ◆ 成約率は、1年半で約42%から約26%に低下。(H18.9~H20.3)
- ◆ 月間申込数約33万件に対し、契約は9万件。4件に3件は融資断りの状況。(H20.3)

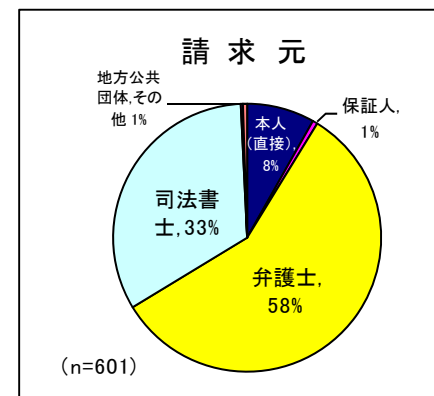
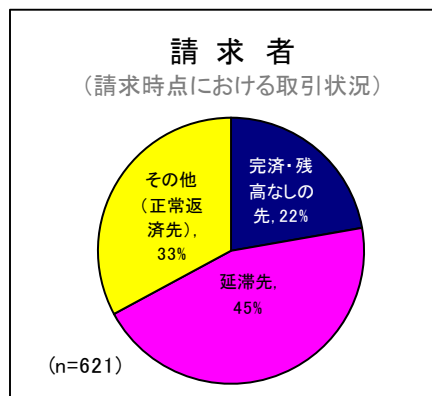


5. 多重債務問題全般に係る状況

＜利息返還請求の実態＞



請求者のプロフィール (請求者／請求元)



出典: JFSA 経営実態調査

- ◆ 利息返還請求の対応コストは、2年間で3兆円を超える規模。
- ◆ 請求者の請求時点の取引状況は、延滞中が45%。請求元は弁護士司法書士で90%超。



5. 多重債務問題全般に係る状況

<総量規制の影響>

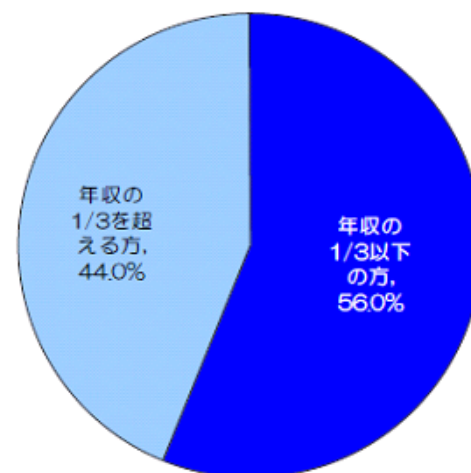
(1) 借入総額の年収比率(総量規制に抵触する比率)

消費者金融会社から借入のある顧客の44%が、年収の1/3を超える借り入れがある（総量規制に抵触する）と回答。

【図 消費者金融利用者(現在残高あり)の総量規制による影響 / 年収比率】

<借入利用者（現在残高あり）843名中、消費者金融利用者 n=209>

	回答数	回答率
年収の1/3以下の方	117	56.0%
年収の1/3を超える方	92	44.0%
合計	209	100.0%



出典：日本貸金業協会「資金需要者等の現状と動向に関する調査」



5. 多重債務問題全般に係る状況

＜貸金業法改正の認知状況＞

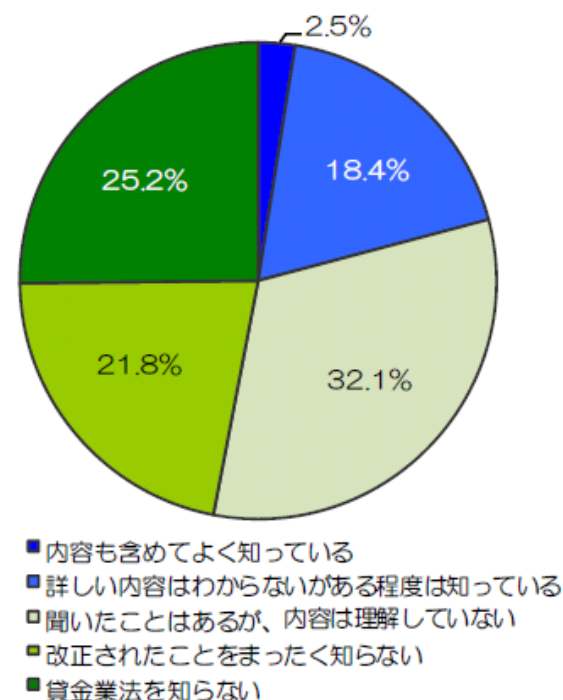
(1) 一般消費者回答結果

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて21%にとどまり、「内容を理解していない」「改正を知らない」「貸金業法を知らない」という回答が約8割を占める結果となった。

【図 貸金業法改正の認知状況 / 一般消費者】

＜一般消費者 n=3,329＞

選択肢	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	83	2.5%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	612	18.4%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	1,070	32.1%
改正されたことをまったく知らない	726	21.8%
貸金業法を知らない	838	25.2%
合計	3,329	100.0%





5. 多重債務問題全般に係る状況

＜セーフティネットの認知状況＞

(1) 一般消費者回答結果

いずれの制度も「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率であり、「内容や利用方法をよく知っている」という回答は、1%～2%にとどまった。

【図 セーフティネットの認知状況 / 一般消費者】

＜一般消費者 n=3,329＞

	国や都道府県、 地方自治体が設 置している相談 窓口	国民生活セン ターなどの団体 の相談窓口	弁護士や司法書 士、弁護士会な どの相談窓口	生活協同組合や 労働金庫、信用 組合で行ってい る貸付制度
内容や利用方法について、よく知っている	46 1.4%	46 1.4%	74 2.2%	34 1.0%
制度の内容や利用方法などについてある程度 理解している	240 7.2%	300 9.0%	332 10.0%	181 5.4%
制度があるのは聞いたことはあるが、どのよ うな制度なのかは理解していない	1,290 38.8%	1,375 41.3%	1,394 41.9%	1,018 30.6%
まったく知らない	1,753 52.7%	1,608 48.3%	1,529 45.9%	2,096 63.0%
合計	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%

出典：日本貸金業協会「資金需要者等の現状と動向に関する調査」